

第1章 組織

新しい公益法人制度（平成 20 年 12 月 1 日施行）においては、公益目的事業を行う一般法人は、行政庁（内閣総理大臣又は都道府県知事）に申請し、公益認定を受けて公益法人になることができる。（特例民法法人は、移行期間内に行政庁に申請し、移行認定を受けて公益法人に移行することができる。）行政庁は、申請法人が認定法に定める公益認定の基準に適合するかどうか判断するため、各行政庁に置かれた民間有識者による合議制の機関（内閣府にあっては、公益認定等委員会）に諮問し、その答申を得て、認定又は不認定の処分を行っている。

第1節 法人数等

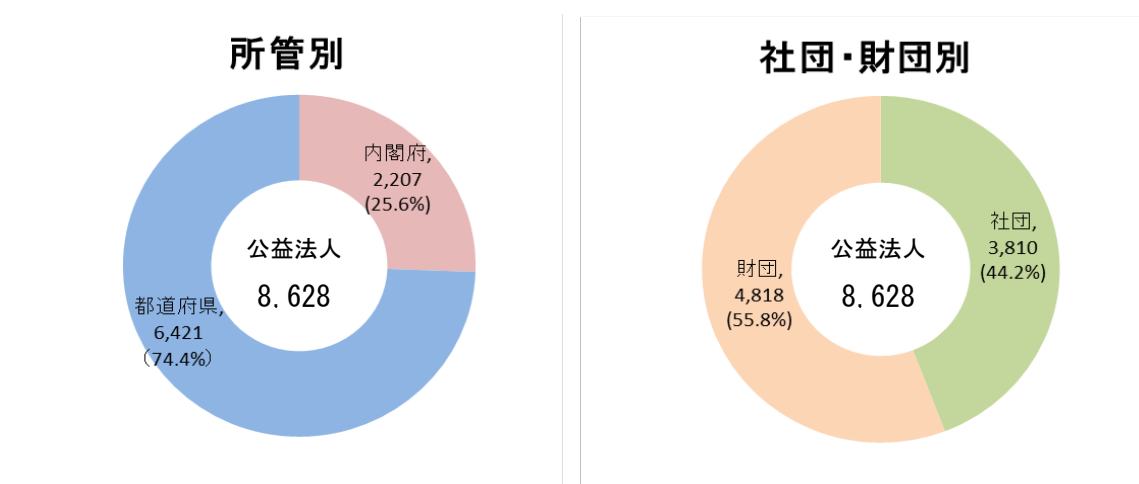
1. 公益法人数

（1）社団・財団別

平成 25 年 12 月 1 日現在の公益法人数は計 8,628 法人であり、内訳は、公益社団法人が 3,810 法人（44.2%）、公益財団法人が 4,818 法人（55.8%）である。

行政庁の区分別に内訳を見ると、2,207 法人（25.6%）が内閣府を行政庁としており、6,421 法人（74.4%）が都道府県を行政庁としている。社団・財団の別では、内閣府において、公益財団法人が公益法人数の3分の2以上（67.4%）を占めている（図1-1-1、表1-1-1）。

図1-1-1 社団・財団別の公益法人数とその割合



(注) 平成 25 年 12 月 1 日現在

表 1-1-1 社団・財団別の公益法人数とその割合

	計	公益社団法人	公益財団法人
合計	[100.0%] 8,628 (100.0%)	3,810 (44.2%)	4,818 (55.8%)
内閣府	[25.6%] 2,207 (100.0%)	719 (32.6%)	1,488 (67.4%)
都道府県計	[74.4%] 6,421 (100.0%)	3,091 (48.1%)	3,330 (51.9%)

(注) 平成 25 年 12 月 1 日現在

(2) 移行認定・公益認定別

新制度の公益法人には、一般法人が「公益認定」(認定法 § 4) を受けて新制度の公益法人になるもののほか、特例民法法人が「移行認定」(整備法 § 44) を受けて新制度の公益法人に移行するものがある。計 8,628 公益法人の内訳は、移行認定を受けた法人が 8,354 法人(96.8%)、公益認定を受けた法人が 274 法人(3.2%)である(表 1-1-2)。

移行期間内の各年 12 月 1 日時点の公益法人数とその内訳は、表 1-1-3 のとおりである。

表 1-1-2 移行認定・公益認定別の公益法人数とその割合

		計	移行認定		公益認定	
合計	計	8,628	8,354	96.8%	274	3.2%
	社団	3,810	3,682	96.6%	128	3.4%
	財団	4,818	4,672	97.0%	146	3.0%
内閣府	計	2,207	2,051	92.9%	156	7.1%
	社団	719	650	90.4%	69	9.6%
	財団	1,488	1,401	94.2%	87	5.8%
都道府県計	計	6,421	6,303	98.2%	118	1.8%
	社団	3,091	3,032	98.1%	59	1.9%
	財団	3,330	3,271	98.2%	59	1.8%

(注) 1 平成 25 年 12 月 1 日現在

2 「公益認定」欄の法人数には、移行認可を受けて一般法人に移行した後に公益認定を受けた 3 法人(内閣府 1 法人(社団 1)、都道府県 2 法人(社団 1、財団 1))を含む。

表 1-1-3 各年 12 月 1 日現在の公益法人数（社団・財団別）

		平成20年			21年			22年		
		計	移行認定	公益認定	計	移行認定	公益認定	計	移行認定	公益認定
合計	計	0	0	0	88	72	16	615	553	62
	社団	0	0	0	23	18	5	143	115	28
	財団	0	0	0	65	54	11	472	438	34
内閣府	計	0	0	0	44	35	9	312	270	42
	社団	0	0	0	8	6	2	71	52	19
	財団	0	0	0	36	29	7	241	218	23
都道府県計	計	0	0	0	44	37	7	303	283	20
	社団	0	0	0	15	12	3	72	63	9
	財団	0	0	0	29	25	4	231	220	11

		23年			24年			25年		
		計	移行認定	公益認定	計	移行認定	公益認定	計	移行認定	公益認定
合計	計	2,273	2,160	113	5,700	5,506	194	8,628	8,354	274
	社団	837	783	54	2,460	2,365	95	3,810	3,682	128
	財団	1,436	1,377	59	3,240	3,141	99	4,818	4,672	146
内閣府	計	851	783	68	1,661	1,543	118	2,207	2,051	156
	社団	237	204	33	519	465	54	719	650	69
	財団	614	579	35	1,142	1,078	64	1,488	1,401	87
都道府県計	計	1,422	1,377	45	4,039	3,963	76	6,421	6,303	118
	社団	600	579	21	1,941	1,900	41	3,091	3,032	59
	財団	822	798	24	2,098	2,063	35	3,330	3,271	59

(注) 各年 12 月 1 日現在（法人数の変動要因については、表 1-1-5 及び表 1-1-8 を参照）

2. 認定の申請とその処理

(1) 認定の申請

移行期間の5年間における特例民法法人からの「移行認定」の申請及び一般法人からの「公益認定」の申請の件数は、計10,038件である(表1-1-4)。内訳は、移行認定の申請が9,610件(特例社団法人から4,234件、特例財団法人から5,376件)、公益認定の申請が428件(一般社団法人から210件、一般財団法人から218件)である。

複数の都道府県域に事務所を置く法人、複数の都道府県域で公益目的事業を行う旨を定款で定めている法人等は、内閣府を行政庁として申請を行う(認定法§3、整備法§47)。このため、全国的に活動を行う法人は、内閣府に申請を行うことになる。10,038件の申請のうち、内閣府に対する申請が2,582件(25.7%)、都道府県に対する申請が7,456件(74.3%)である。

表1-1-4 年度別の認定の申請件数(社団・財団別)

		移行期間計			平成20年度			21年度		
		合計	移行認定	公益認定	計	移行認定	公益認定	計	移行認定	公益認定
合計	計	10,038	9,610	428	376	322	54	1,282	1,220	62
	社団	4,444	4,234	210	133	110	23	500	467	33
	財団	5,594	5,376	218	243	212	31	782	753	29
内閣府	計	2,582	2,330	252	210	176	34	508	467	41
	社団	887	767	120	68	54	14	153	130	23
	財団	1,695	1,563	132	142	122	20	355	337	18
都道府県計	計	7,456	7,280	176	166	146	20	774	753	21
	社団	3,557	3,467	90	65	56	9	347	337	10
	財団	3,899	3,813	86	101	90	11	427	416	11

		22年度			23年度			24年度		
		計	移行認定	公益認定	計	移行認定	公益認定	計	移行認定	公益認定
合計	計	3,319	3,240	79	3,498	3,380	118	1,563	1,448	115
	社団	1,531	1,486	45	1,640	1,584	56	640	587	53
	財団	1,788	1,754	34	1,858	1,796	62	923	861	62
内閣府	計	954	905	49	669	601	68	241	181	60
	社団	301	276	25	259	230	29	106	77	29
	財団	653	629	24	410	371	39	135	104	31
都道府県計	計	2,365	2,335	30	2,829	2,779	50	1,322	1,267	55
	社団	1,230	1,210	20	1,381	1,354	27	534	510	24
	財団	1,135	1,125	10	1,448	1,425	23	788	757	31

(注) 1 表中の「年度」は、各年12月1日から翌年11月30日までを指す。

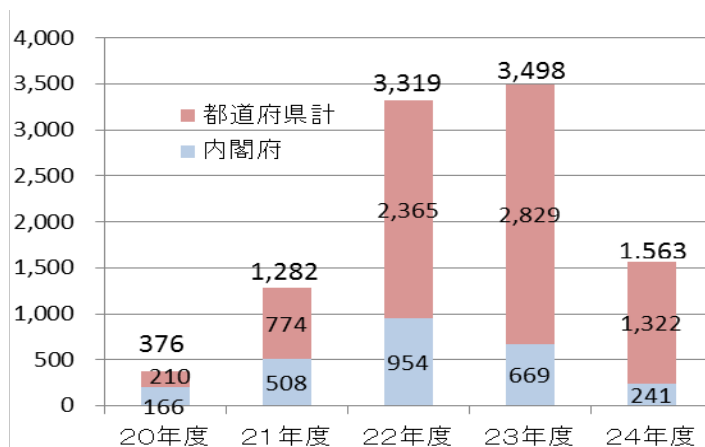
2 同一法人が複数回申請を行った場合は、それぞれ計上している。

移行認定又は公益認定の申請について、行政庁は、民間有識者による合議制の機関（内閣府にあっては、公益認定等委員会）に諮問し、その答申を得て、認定又は不認定の処分を行う（認定法 § 43 I、 § 51、整備法 § 133 II、 § 138）。ただし、申請法人が認定法第 6 条の欠格事由に該当することを理由に不認定とする場合と、申請が形式上の要件を具備しないため行政手続法第 7 条に基づき申請を拒否する場合には、合議制の機関への諮問を経ずに行政庁限りで処分を行う。なお、申請に対する処分が行われる前であれば、法人はいつでも申請を取り下げることができる。

申請件数を年度別に見ると、平成 23 年度の 3,498 件、22 年度の 3,319 件の順に多く（図 1-1-2）、両年度の計（6,817 件）は 5 年間の全申請件数の 3 分の 2 を超えている（67.9%）。これは、申請のほとんどを占める特例民法法人からの申請が、移行期間の半ば以降の両年に集中したことによっている。

なお、当初申請を取り下げるなどした後で再申請することにより、同一法人が複数回申請する場合があるため、申請件数は申請法人の実数と一致しない。

図 1-1-2 年度別の認定の申請件数



(注) 1 図中の「年度」は、各年 12 月 1 日から翌年 11 月 30 日までを指す。
2 同一法人が複数回申請を行った場合は、それぞれ計上している。

(2) 認定処分

移行期間の 5 年間に行政庁が行った移行認定及び公益認定の処分件数は、計 8,640 件である（表 1-1-5）。内訳は、移行認定が 8,366 件（96.8%）、公益認定が 274 件（3.2%）である。社団・財団の別では、公益社団法人が 3,811 法人（44.1%）、公益財団法人が 4,829 法人（55.9%）である。

これを詳しく見ると、移行認定を受けた法人 8,366 法人のうち公益社団法人が 3,683 法人（44.0%）、公益認定を受けた法人 274 法人のうち公益社団法人が 128 法人（46.7%）であり、移行認定と公益認定とで社団・財団の比率に余り差は見られない。

複数の都道府県域に事務所を置く法人、複数の都道府県域で公益目的事業を行う旨を定款で定めている法人等は、内閣府を行政庁とすることになる（認定法 § 3、整備法 § 47）。計 8,640 件を行政庁の区分別に見ると、内閣府が 2,214 件（25.6%）、都道府県が 6,426 件（74.4%）である。

これを詳しく見ると、移行認定では 8,366 件中 2,058 件（24.6%）が、公益認定では 274 件中 156 件（56.9%）が、内閣府によるものである。これは、これまでのところ、一般法人から公益認定を受けた法人は、活動領域の広い法人が多いことを示している。以上を反映し、公益法人のうち公益認定を受けたものの割合は、内閣府で 7.0%（2,214 法人中 156 法人）、都道府県で 1.8%（6,426 法人中 118 法人）となっている。

認定件数を年度別に見ると、平成 23 年度の 3,431 件、24 年度の 2,930 件の順に多く、両年度の計（6,361 件）は、5 年間の全件数の 4 分の 3 に近い（73.6%）。

表 1-1-5 年度別の認定処分件数（社団・財団別）

		移行期間計			平成20年度			21年度		
		合計	移行認定	公益認定	計	移行認定	公益認定	計	移行認定	公益認定
合計	計	8,640	8,366	274	88	72	16	531	485	46
	社団	3,811	3,683	128	23	18	5	120	97	23
	財団	4,829	4,683	146	65	54	11	411	388	23
内閣府	計	2,214	2,058	156	44	35	9	271	238	33
	社団	720	651	69	8	6	2	63	46	17
	財団	1,494	1,407	87	36	29	7	208	192	16
都道府県計	計	6,426	6,308	118	44	37	7	260	247	13
	社団	3,091	3,032	59	15	12	3	57	51	6
	財団	3,335	3,276	59	29	25	4	203	196	7

		22年度			23年度			24年度		
		計	移行認定	公益認定	計	移行認定	公益認定	計	移行認定	公益認定
合計	計	1,660	1,609	51	3,431	3,350	81	2,930	2,850	80
	社団	694	668	26	1,624	1,583	41	1,350	1,317	33
	財団	966	941	25	1,807	1,767	40	1,580	1,533	47
内閣府	計	539	513	26	814	764	50	546	508	38
	社団	166	152	14	283	262	21	200	185	15
	財団	373	361	12	531	502	29	346	323	23
都道府県計	計	1,121	1,096	25	2,617	2,586	31	2,384	2,342	42
	社団	528	516	12	1,341	1,321	20	1,150	1,132	18
	財団	593	580	13	1,276	1,265	11	1,234	1,210	24

(注) 1 表中の「年度」は、各年 12 月 1 日から翌年 11 月 30 日までを指す。

2 「公益認定」欄の件数には、移行認可を受けて一般法人に移行した後公益認定を受けた 3 法人（内閣府 1 法人（社団 1）、都道府県 2 法人（社団 1、財団 1）を含む。

(3) 不認定処分

移行期間の5年間に移行認定又は公益認定の申請に対して行政庁が不認定処分を行った件数は、計11件である(表1-1-6)。内訳は、移行認定の申請に対するものが9件、公益認定の申請に対するものが2件である。行政庁の区分別では、内閣府が3件、都道府県が8件である。

一般法人が公益認定を申請し、不認定となった場合は、一般法人にとどまる(再度公益認定を申請することはできる)。特例民法法人が移行認定を申請し、移行期間内に不認定となった場合は、特例民法法人にとどまる(移行期間内であれば、移行認定又は移行認可を再度申請することができる)(注)。

不認定処分の理由を見ると、認定法第5条第2号の基準(経理的基礎及び技術的能力)に適合しなかったものが1件、同条第8号の基準(公益目的事業比率)に適合しなかったものが9件、同条第9号の基準(遊休財産額規制)に適合しなかったものが1件となっている。

(注) 移行期間満了後に不認定となった場合には、移行期間満了後の特例で移行認可を併行申請している場合を除き、その通知を受けた日に解散したものとみなされる(整備法§110I、§116)。

(参考) 認定法(抄)

(公益認定の基準)

第5条 行政庁は、(略)公益認定(略)の申請をした一般社団法人又は一般財団法人が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該法人について公益認定をするものとする。

一 (略)

二 公益目的事業を行うのに必要な経理的基礎及び技術的能力を有するものであること。

三～七 (略)

八 その事業活動を行うに当たり、第十五条に規定する公益目的事業比率が百分の五十以上となると見込まれるものであること。

九 その事業活動を行うに当たり、第十六条第二項に規定する遊休財産額が同条第一項の制限を超えないと見込まれるものであること。

十～十八 (略)

表1-1-6 年度別の不認定処分件数

	移行期間計			平成20年度			21年度		
	合計	移行認定	公益認定	計	移行認定	公益認定	計	移行認定	公益認定
合計	11	9	2	1	1	0	2	1	1
内閣府	3	2	1	1	1	0	0	0	0
都道府県計	8	7	1	0	0	0	2	1	1
	22年度			23年度			24年度		
	計	移行認定	公益認定	計	移行認定	公益認定	計	移行認定	公益認定
合計	4	4	0	2	1	1	2	2	0
内閣府	1	1	0	1	0	1	0	0	0
都道府県計	3	3	0	1	1	0	2	2	0

(注) 表中の「年度」は、各年12月1日から翌年11月30日までを指す。

(4) 申請の取下げ等

移行期間の5年間に移行認定又は公益認定の申請を法人が自ら取り下げた件数は、計628件である(表1-1-7)。内訳は、移行認定の申請の取下げが558件、公益認定の申請の取下げが70件である。行政庁の区分別では、内閣府が205件、都道府県が423件である。

申請に対する処分を受ける前であれば、申請を取り下げるとはいつでも可能である(注)ため、取下げの時点は様々である。

このほか、申請が形式上の要件を具備しないため、行政手続法第7条に基づき行政庁が申請を拒否した件数は、移行期間の5年間で計3件である。内訳は、移行認定の申請2件、公益認定の申請1件であり、いずれも内閣府に対する申請である。

(注) 移行認定を申請した特例民法法人がその申請を移行期間内に取り下げた場合は、特例民法法人にとどまるので、移行期間内であれば、移行認定又は移行認可を再度申請することができる。移行期間満了後に移行認定の申請を取り下げた場合には、当該申請を行わなかったことになるため、移行期間満了後の特例で移行認可を併行申請している場合を除き、移行期間満了の日に遡って解散したものとみなされる(整備法§46I、§116)。移行認可の申請を拒否された場合も、同様である。

表1-1-7 年度別の申請取下げ等の件数

	移行期間計			平成20年度			21年度		
	合計	移行認定	公益認定	計	移行認定	公益認定	計	移行認定	公益認定
合計	3 / 628	2 / 558	1 / 70	55	46	9	1 / 115	96	1 / 19
内閣府	3 / 205	2 / 160	1 / 45	27	22	5	1 / 65	50	1 / 15
都道府県計	423	398	25	28	24	4	50	46	4
	22年度			23年度			24年度		
	計	移行認定	公益認定	計	移行認定	公益認定	計	移行認定	公益認定
合計	159	150	9	1 / 142	1 / 128	14	1 / 157	1 / 138	19
内閣府	41	36	5	1 / 35	1 / 30	5	1 / 37	1 / 22	15
都道府県計	118	114	4	107	98	9	120	116	4

(注) 1 表中の「年度」は、各年12月1日から翌年11月30日までを指す。

2 表中各欄の「/」の前の数字は拒否処分の件数を、後の数字は取下げの件数を示す。

コラム① 電子申請等の環境整備について

(1) 公益認定等総合情報システムについて

公益認定等総合情報システム（“Public Interest Corporation Total Information System”の頭文字を取って、以下「PICTIS（ピクティス）」という。）は、総合情報サイトとしての「公益法人 information」、行政側の事務支援をするためのシステム、公益法人データベースの3つの情報システムの総称である。

内閣府及び都道府県全体における公益法人行政業務のための情報システムを標準化・最適化することにより、公益認定等の業務の効率化、情報の共有と国民への情報提供が可能になるとともに、行政庁ごとに情報システムを開発・運用等した場合と比べ、それらに掛かる経費が大幅に節減できるよう配慮されている。

(2) PICTIS の運用主体について

PICTIS の運用主体は内閣府であるが、内閣府と各都道府県は公益認定等総合情報システム利用契約を締結し、PICITS の共同利用者となっている。このように国と地方公共団体が直接契約を締結し共同で費用を負担する仕組みは、全国でも稀なケースである。

(3) 「公益法人 information」サイトと電子申請率

「公益法人 information」サイトを通じた電子申請については、これまでの各種の電子申請の利用率が低い現状や、オンライン利用拡大行動計画（平成 20 年 9 月 12 日 IT 戦略本部決定）といったこれまでの電子政府関連施策を踏まえ、申請書類作成補助などの機能により申請者側の利便性の向上とセキュリティの確保を図りつつ、簡易な手続はもちろんのこと、従来電子署名等が必要と考えられるような申請についても、ほぼ全面的に ID とパスワード方式により認証できる基盤を整備している。電子申請がなされることにより内閣府及び各都道府県にとっても業務の効率に資するような情報システムを構築することによって、申請者のみならず、各行政庁の職員といった情報システムの全ての利用者が電子申請の恩恵を受られるように配慮されている。

行政庁ごとに申請書類の様式が標準化・統一化されているため、全行政庁に本サイトから同様に申請することが可能となっている。また、紙媒体のみでしか存在しない添付書類についても、スキャナで読み込まれたデータの提出を全面的に認めるなどオンラインで申請手続を完結することが可能である。

公益法人制度改革は、民法制定以来 110 年ぶりの大改革であり、5 年間の移行期間における移行申請の件数は 2 万件を超えた。PICTIS は、全ての法人が円滑に新制度へ移行することができるようにするためのシステムを申請法人及び行政庁の双方に提供しており、今回の大改革を裏から支えた。移行期間中の電子申請率は、99.0%となっている。

3. 法人数の変動

公益法人数は、移行認定又は公益認定により増加する。他方、公益法人数が減少する事由としては、法人の解散、公益認定の取消し（注）及び合併に伴う法人数の減少がある。

解散の場合には法人格が失われるが、公益認定が取り消されても一般法人として法人格は存続する。合併の場合には、吸収合併と新設合併の合併形態の別、合併しようとする法人数、合併の相手方が公益法人であるか否かによって、公益法人の減少数は変わる。

（注）「公益認定の取消し」の対象には、移行認定を受けて特例民法法人から公益法人に移行した法人も含まれる。以下同じ。

表1-1-8 年度別の公益法人減少数（社団・財団別、減少事由別）

		移行期間計			平成20年度			21年度			
		計	移行認定	公益認定	計	移行認定	公益認定	計	移行認定	公益認定	
合計	計	4 △ 16	4 △ 15	△ 1	0	0	0	1 △ 5	1 △ 5	0	
	社団	△ 1	△ 1	0	0	0	0	0	0	0	
	財団	4 △ 15	4 △ 14	△ 1	0	0	0	1 △ 5	1 △ 5	0	
行政庁別	内閣府	計	3 △ 9	3 △ 8	△ 1	0	0	0	1 △ 3	1 △ 3	0
		社団	△ 1	△ 1	0	0	0	0	0	0	0
		財団	3 △ 8	3 △ 7	△ 1	0	0	0	1 △ 3	1 △ 3	0
	都道府県計	計	1 △ 7	1 △ 7	0	0	0	0	△ 2	△ 2	0
		社団	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		財団	1 △ 7	1 △ 7	0	0	0	0	△ 2	△ 2	0
		22年度			23年度			24年度			
		計	移行認定	公益認定	計	移行認定	公益認定	計	移行認定	公益認定	
合計	計	2 △ 4	2 △ 3	△ 1	1 △ 5	1 △ 5	0	△ 2	△ 2	0	
	社団	0	0	0	△ 1	△ 1	0	0	0	0	
	財団	2 △ 4	2 △ 3	△ 1	1 △ 4	1 △ 4	0	△ 2	△ 2	0	
行政庁別	内閣府	計	1 △ 1	1 △ 0	△ 1	1 △ 5	1 △ 5	0	0	0	0
		社団	0	0	0	△ 1	△ 1	0	0	0	0
		財団	1 △ 1	1 △ 0	△ 1	1 △ 4	1 △ 4	0	0	0	0
	都道府県計	計	1 △ 3	1 △ 3	0	0	0	0	△ 2	△ 2	0
		社団	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		財団	1 △ 3	1 △ 3	0	0	0	0	△ 2	△ 2	0

		移行期間計			平成20年度			21年度		
		計	移行認定	公益認定	計	移行認定	公益認定	計	移行認定	公益認定
減少事由別	計	4 △ 16	4 △ 15	△ 1	0	0	0	1 △ 5	1 △ 5	0
	解散	△ 3	△ 2	△ 1	0	0	0	0	0	0
	取消し	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	合併	3 △ 12	3 △ 12	0	0	0	0	1 △ 5	1 △ 5	0
	行政庁の区分変更	1 △ 1	1 △ 1	0	0	0	0	0	0	0
		22年度			23年度			24年度		
		計	移行認定	公益認定	計	移行認定	公益認定	計	移行認定	公益認定
減少事由別	計	2 △ 4	2 △ 3	△ 1	1 △ 5	1 △ 5	0	△ 2	△ 2	0
	解散	△ 1	0	△ 1	△ 1	△ 1	0	△ 1	△ 1	0
	取消し	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	合併	1 △ 2	1 △ 2	0	1 △ 4	1 △ 4	0	△ 1	△ 1	0
	行政庁の区分変更	1 △ 1	1 △ 1	0	0	0	0	0	0	0

（注）1 表中の「年度」は、各年12月1日から翌年11月30日までを指す。

2 △の前の数値は、新設合併における新設法人の数を示す。

移行期間の5年間における公益法人の純減少数は、計12法人である（表1-1-8）。内訳は、自ら解散したもの3法人、他の公益法人と合併して消滅したもの9法人（合併による減12と新設合併に伴う増3）であり、公益認定の取消しを受けた法人はなかった。行政庁の区分別では、内閣府を行政庁とするものが6法人、都道府県を行政庁とするものが6法人である。

また、公益法人数の純増減に影響はないが、変更認定に伴い行政庁が変更となる結果、行政庁の区分が変更になる場合がある。平成22年度に、1公益財団法人の行政庁が都道府県から内閣府に変更になっている。

（1）解散

公益法人が合併以外の理由により解散（法人法§148、§202）した場合には、その清算人（解散が破産手続開始の決定による場合にあつては、破産管財人）は、当該解散の日から一箇月以内に、その旨を行政庁に届け出なければならない（認定法§26I）。解散後は、法令及び定款の定めに従い清算手続を行い、残余財産を類似目的の他の公益法人等に帰属させることになる（同§5⑱、法人法§239）。

移行期間の5年間における解散届出の件数は計3件である（表1-1-9）。内訳は、内閣府2件、都道府県1件である。

表1-1-9 年度別の解散届出件数

	移行期間計	平成20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
合計	3	0	0	1	1	1
内閣府	2	0	0	1	1	0
都道府県計	1	0	0	0	0	1

（注）表中の「年度」は、各年12月1日から翌年11月30日までを指す。

（2）公益認定の取消し

公益認定の取消しには、公益法人からの申請に基づいて行政庁が取消しを行う場合と、行政庁が自らの権限の行使として取消しを行う場合とがある（認定法§29）。公益認定を取り消されても、解散の場合と異なり、一般法人として法人格は継続する。しかし、公益目的事業のために法人が保有していた資産が引き続き公益目的のために用いられることになるよう、公益目的取得財産残額に相当する額を類似目的の他の公益法人等に贈与しなければならない（同§30、§5⑰）。

移行期間の5年間に、公益認定の取消しはなかった（表1-1-10）。

表 1-1-10 年度別の認定取消し件数

	移行期間計	平成 20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
合計	0	0	0	0	0	0
内閣府	0	0	0	0	0	0
都道府県計	0	0	0	0	0	0

(注) 表中の「年度」は、各年 12 月 1 日から翌年 11 月 30 日までを指す。

(3) 合併

合併に当たり、事業内容等を変更しようとする場合には行政庁から変更認定を受ける必要がある(認定法 § 11)。それ以外の場合にはあらかじめ行政庁に届け出なければならない(同 § 24)。新設合併の場合に新設法人に公益法人の地位を承継させるためには、行政庁にその旨の認可を申請する(同 § 25)。

移行期間の 5 年間における公益法人の合併件数は、計 7 件である(表 1-1-11)。7 件は全て他の公益法人との合併であり、その他の種類の法人との合併はなかった。

7 件の内訳は、存続法人が解散法人を吸収合併するもの(吸収合併)が 4 件、既存法人が合併により全て解散して新規法人を設立するもの(新設合併)が 3 件である。合併する法人数別では、5 件(吸収合併 3 件、新設合併 2 件)が 2 法人による合併、2 件(吸収合併 1 件、新設合併 1 件)が 3 法人による合併である。このため、7 件の合併に伴う法人数の変動は、純減 9 (3 増 12 減)となる(注)。

(注) 吸収合併の場合には存続法人の法人格が継続するが、新設合併の場合には存続法人がなく、合併後に別の法人格が新設される。3 法人による合併の場合を例とすると、法人減少数は、吸収合併であれば 2 減であるが、新設合併であれば 1 増 3 減となる。

表 1-1-11 年度別の合併件数

	移行期間計			平成20年度			21年度			22年度			23年度			24年度		
	合計	吸収 合併	新設 合併	計	吸収 合併	新設 合併	計	吸収 合併	新設 合併	計	吸収 合併	新設 合併	計	吸収 合併	新設 合併	計	吸収 合併	新設 合併
合計	7	4	3	0	0	0	3	2	1	1	0	1	2	1	1	1	1	0
内閣府	4	2	2	0	0	0	2	1	1	0	0	0	2	1	1	0	0	0
都道府県計	3	2	1	0	0	0	1	1	0	1	0	1	0	0	0	1	1	0

(注) 1 表中の「年度」は、各年 12 月 1 日から翌年 11 月 30 日までを指す。

2 合併後に残る法人(吸収合併における存続法人、新設合併における新設法人)の数を計上している。

第2節 社員・役職員等

1. 社員等

(1) 社員と代議員（公益社団法人）

（社員）

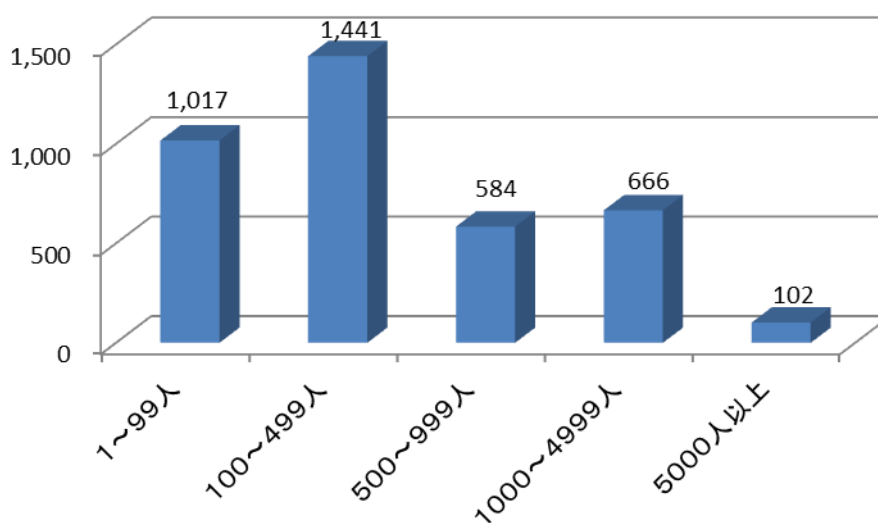
社員は、一般社団法人の存立の基礎となる構成員である。一般社団法人の設立時には2名以上の社員が必要である（法人法 § 10 I）。社員は、個人、団体を問わない。

社員は、社員総会に参加して議決権を行使するとともに、定款で定めるところにより、法人に経費等を支払うこととされている（法人法 § 27、 § 48）。社員総会は、定款変更、役員を選解任等を行う権限を有する公益社団法人の最高議決機関である（法人法 § 146、 § 63、 § 70）。

3,810 公益社団法人の社員（後述する代議員制を採用している法人にあっては、選出された代議員）の総数は延べ 344 万 5 千人であり、1 法人当たりの平均社員数は 904 人、中央値は 280 人である（図 1-2-1、表 1-2-1）。

移行期間開始時点の特例民法法人のデータ（「特例民法法人に関する年次報告」平成 21 年度版による。集計時点は平成 20 年 12 月 1 日。以下同じ。）によると、12,420 特例社団法人の法律上の社員総数は延べ 1,307 万人であり、1 法人当たりの平均社員数は 1,052 人、中央値は 149 人であった。

図 1-2-1 社員数規模別の公益社団法人数



（注）各法人の移行認定、公益認定又は変更認定の申請及びその後の事業報告等のデータによる。

表 1-2-1 社員数規模別の公益社団法人数とその割合

	法人数	社員数計 (人)	平均値 (人)	中央値 (人)	1~99人	100~ 499人	500~ 999人	1000~ 4999人	5000人 以上
合計	3,810 (100.0%)	3,445,186	904	280	1,017 (26.7%)	1,441 (37.8%)	584 (15.3%)	666 (17.5%)	102 (2.7%)
内閣府	719	857,169	1,192	169	246	272	66	106	29
都道府県計	3,091	2,588,017	837	307	771	1,169	518	560	73

(注) 各法人の移行認定、公益認定又は変更認定の申請及びその後の事業報告等のデータによる。

社員数の規模帯別に行政庁の区分に即して見ると、社員数1~99人と同5,000人以上の帯において、内閣府の比率が2割を超えており、相対的に高い。内閣府を行政庁とする公益法人は、複数の都道府県域ないし全国的に活動を行っている法人であるので、これらの法人においては、社員数が極めて多くなる場合と、何らかの仕組みにより社員数を抑える仕組みを採用している場合があることが推定される。後者については、いわゆる代議員制を採用している場合のほか、例えば、都道府県単位の加盟団体の代表者を社員としている場合等が考えられる。

(代議員)

公益社団法人の中には、法人法上の「社員」を法人の会員が選出する、いわゆる「代議員制」(参考)を採るものもある。

3,810公益社団法人のうち、308法人(8.1%)が代議員制を採用している(表1-2-2)。行政庁の区分別に見ると、内閣府では719公益社団法人のうち123法人(17.1%)が、都道府県では3,091公益社団法人のうち185法人(6.0%)が代議員制を採用している。複数の都道府県域ないし全国的な規模で活動を行っている法人において、代議員制を採用している割合が高い。

表 1-2-2 代議員制採用法人における社員数規模別の法人数

	法人数	社員数計 (人)	平均値 (人)	中央値 (人)	社員(代議員) を選出する 会員数計	1~99人	100~ 499人	500~ 999人	1000~ 4999人	5000人 以上
合計	308 (100.0%)	109,944	357	116	3,062,480	113 (36.7%)	182 (59.1%)	4 (1.3%)	7 (2.3%)	2 (0.6%)
内閣府	123	66,555	541	123	2,314,758	42	76	3	1	1
都道府県計	185	43,389	235	110	747,722	71	106	1	6	1

(注) 各法人の移行認定、公益認定又は変更認定の申請及びその後の事業報告等のデータによる。

社員数規模が499人以下の法人の割合は、公益社団法人全体では、3,810法人中2,458法人で64.5%であるが、代議員制を採用している法人では、308法人中295法人で95.8%を占めている。

代議員制を採用している308法人の社員(代議員)総数は、延べ10万9,944人であり、1法人当たりの平均社員(代議員)数は357人、中央値は116人である。3,810公益社団法人法人の平均社員数904人、中央値280人と比べると、ともに半分以下(約4割)となっている。

(参考) 代議員制について

法人法に規定はないが、社員数が多い公益社団法人には、定款上の会員の中から一定の割合をもって選出される代議員をもって法人法上の社員とする「代議員制」を採用するものもある。

代議員制を採用する場合、定款の定めにより、次の5つの要件を満たすことが重要である(平成20年10月10日内閣府公益認定等委員会「移行認定又は移行認可の申請に当たって定款の変更の案を作成するに際し特に留意すべき事項について」II 3 代議員制度)。

- ① 社員(代議員)を選出するための制度の骨格(定数、任期、選出方法、欠員措置等)が定款で定められていること。
- ② 各会員について、「社員」を選出するための選挙(代議員選挙)で等しく選挙権及び被選挙権が保障されていること。
- ③ 「社員」を選出するための選挙(代議員選挙)が理事及び理事会から独立して行われていること。
- ④ 選出された「社員」(代議員)が責任追及の訴え、社員総会決議取消しの訴えなど法律上認められた各種訴権を行使中の場合には、その間、当該社員(代議員)の任期が終了しないこととしていること。
- ⑤ 会員に「社員」と同等の情報開示請求権等を付与すること。

コラム② 公益社団法人における「実質の社員」数

代議員制採用法人における代議員数に代えて代議員を選出する会員数を数えることにより、3,810 公益社団法人を支える「実質の社員」人口を計算してみよう。次のA-B+Cにより、延べ639万7千人が得られる。これを法人数3,810で割ると、公益社団法人1法人当たりの平均の「実質の社員」数は1,679人となる。

- A 3,810 公益社団法人計の社員(代議員制採用法人にあっては代議員)数 延べ 344万5千人
B 代議員制採用法人(308法人)における代議員(社員)数 延べ 11万人
C 代議員制採用法人における代議員を選出する会員数 延べ 306万2千人

(2) 各種の会員

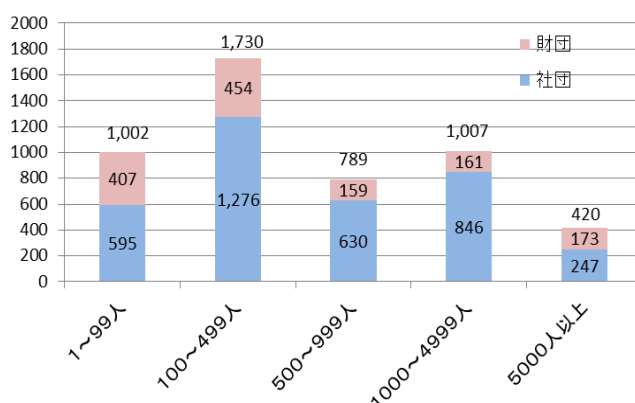
公益社団法人における法人法上の社員は、定款上は「正会員」と呼ばれることが多い。この意味の「正会員」以外に、公益社団法人及び公益財団法人には、法人の事業に賛同して登録し、会費を払うなどの各種の「会員」が置かれている。定款の定めにより、賛助会員、特別会員等を置くことができるなどの例がある。これら各種の「会員」は、法人を構成する機関ではないが、その数は、法人の目的に賛同し、その活動に参加する人口規模を示す参考指標の一つである。

8,628 公益法人のうち、4,948 法人（57.3%）が会員制度を設けており、これらの法人における各種の会員の総数は、延べ 1,678 万人に及んでいる（図 1-2-2、表 1-2-3）。4,948 公益法人の 1 法人当たりの平均会員数は 3,391 人、中央値は 413 人である。

社団・財団の別では、3,810 公益社団法人のうち 3,594 法人（94.3%）が、4,818 公益財団法人のうち 1,354 法人（28.1%）が、会員制度を設けている。3,594 公益社団法人の 1 法人当たりの平均会員数は 2,229 人、中央値は 400 人であり、1,354 公益財団法人の平均会員数は 6,475 人、中央値は 417 人である。

公益社団法人の 9 割以上が会員制度を有しているが、平均会員数では公益財団法人が公益社団法人の 3 倍近くであり、中央値では両者にほとんど差がない。公益財団法人は、法人法上の社員を持ち得ないため、各種の会員制度を設けて賛助会費等を集め、活動の基盤とする場合があり、その場合、法人の活動規模等を反映して一部で多数の会員を擁するときがあるものと考えられる。

図 1-2-2 各種の会員数規模別の公益法人数（社団・財団別）



（注）各法人の移行認定、公益認定又は変更認定の申請及びその後の事業報告等のデータによる。

表 1-2-3 各種の会員数規模別の公益法人数（社団・財団別）

		法人数	会員数計 (人)	平均値 (人)	中央値 (人)	1~99人	100~ 499人	500~ 999人	1000~ 4999人	5000人 以上
合計	計	4,948	16,779,850	3,391	413	1,002 (20.3%)	1,730 (35.0%)	789 (15.9%)	1,007 (20.4%)	420 (8.5%)
	社団	3,594	8,012,047	2,229	400	595 (16.6%)	1,276 (35.5%)	630 (17.5%)	846 (23.5%)	247 (6.9%)
	財団	1,354	8,767,803	6,475	417	407 (30.1%)	454 (33.5%)	159 (11.7%)	161 (11.9%)	173 (12.8%)
内閣府	計	1,185	8,386,098	7,077		303	328	131	228	195
	社団	653	4,444,027	6,806		116	181	73	153	130
	財団	532	3,942,071	7,410		187	147	58	75	65
都道府県計	計	3,763	8,393,752	2,231		699	1,402	658	779	225
	社団	2,941	3,568,020	1,213		479	1,095	557	693	117
	財団	822	4,825,732	5,871		220	307	101	86	108

（注）各法人の移行認定、公益認定又は変更認定の申請及びその後の事業報告等のデータによる。

コラム③ 公益法人の活動を支える「人口」

計 8,628 公益法人 (3,810 公益社団法人、4,818 公益財団法人) の活動を支える人口の規模を公益法人の各種の役職員等データを用いて計算してみると、延べ 2,360 万人となる (次表)。

日本の推計総人口 (平成 25 年 10 月 1 日現在) は 1 億 2,730 万人、うち 15 歳以上人口は 1 億 1,091 万人である。2,360 万人は前者の 18.5%、後者の 21.3% に当たる。

用いたデータは、公益社団法人の社員 (又は代議員選出権を有する会員) 及び公益財団法人の評議員並びに公益法人の各種の会員、理事、監事及び職員数のデータである。これら以外のボランティアやプロボノ活動への参加者等は含んでいない。また、あくまで延べ数であり、実数ではない。

○ 公益社団法人における「実質の社員」(A+B+C)	延べ 639.7 万人
A 公益社団法人の社員 (代議員制採用法人にあっては、代議員) 延べ 344.5 万人	
B 代議員制採用法人中における代議員 (社員) 延べ 11 万人	
C 代議員制採用法人中で代議員を選出する会員 延べ 306.2 千人	
○ 公益法人における「各種の会員」	延べ 1,678 万人
○ 公益財団法人における評議員	延べ 5.3 万人
○ 公益法人の理事	延べ 12.3 万人
○ 公益法人の監事	延べ 1.8 万人
○ 公益法人の職員	延べ 22.7 万人
合 計	延べ 2,359.8 万人

2. 評議員 (公益財団法人)

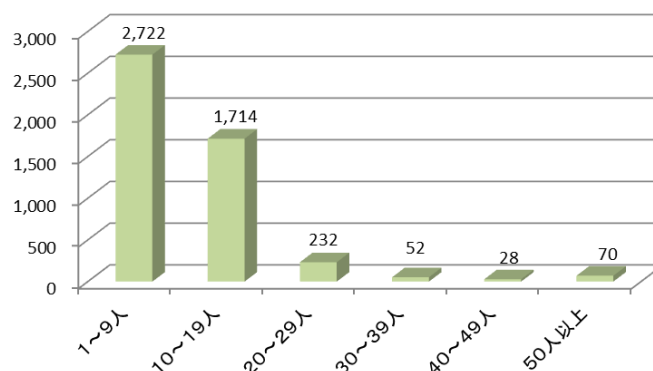
評議員は、旧制度の下では法定外の機関であったが、新制度では、一般財団法人に 3 名以上の評議員を置くことが義務付けられている (法人法 § 170 I、§ 173 III)。評議員によって構成される評議員会は、定款変更、役員を選解任の権限を有する一般財団法人の最高議決機関である (同 § 200、§ 177、§ 63、§ 176)。

4,818 公益財団法人の評議員在任者の総数は、延べ 52,525 人であり、1 法人当たりの平均評議員数は 11 人、中央値は 9 人である (表 1-2-4)。評議員数 9 人以下の法人が半数以上 (56.5%) であり、9 割以上 (92.1%) の法人が 19 人以下である (図 1-2-3)。

なお、少数ながら、多数の評議員を擁する場合もあり、新制度の下で財団法人の最高議決機関として評議員会に与えられた重要な権能にかんがみると、評議員数が多い場合には、実質の議論をどのようにして確保するのか運営上の工夫が重要になるものと考えられる。

移行期間開始時点の特例民法法人のデータによると、11,897 特例財団法人のうち 9,861 法人（82.9%）が評議員（当時は非法定機関）を置いており、評議員総数は延べ 183,600 人、評議員設置法人の 1 法人当たりの平均評議員数は 18.6 人であった。

図 1-2-3 評議員数規模別の公益財団法人数



（注）各法人の移行認定、公益認定又は変更認定の申請及びその後の事業報告等のデータによる。

表 1-2-4 評議員数規模別の公益財団法人数とその割合

	法人数	評議員数計 (人)	平均値 (人)	中央値 (人)	1～9人	10～19人	20～29人	30～39人	40～49人	50人以上
合計	4,818 (100.0%)	52,525	10.9	9	2,722 (56.5%)	1,714 (35.6%)	232 (4.8%)	52 (1.1%)	28 (0.6%)	70 (1.5%)
内閣府	1,488	17,393	11.7	10	718	626	97	13	13	21
都道府県計	3,330	35,132	10.6	8	2,004	1,088	135	39	15	49

（注）各法人の移行認定、公益認定又は変更認定の申請及びその後の事業報告等のデータによる。

3. 理事

理事は一般法人の役員である。全理事で構成する理事会は、公益法人においては必置の機関である（認定法 § 5⑭ハ、法人法 § 170）。理事会は、法人の業務執行を決定し、また理事の中から代表理事や業務執行理事を選定する権限と責任を有する（法人法 § 90、§ 91、§ 197）。各理事の職務執行を監督するのも理事会の責任である（同 § 90）。

8,628 公益法人の理事在任者総数は、延べ 12 万 2,874 人であり、1 法人当たりの平均理事数は 14.2 人、中央値は 11 人である（表 1-2-5）。理事数 9 人以下の法人が全体の約 4 割（39.3%）であり、8 割以上（82.9%）の法人が 19 人以下である（図 1-2-4）。

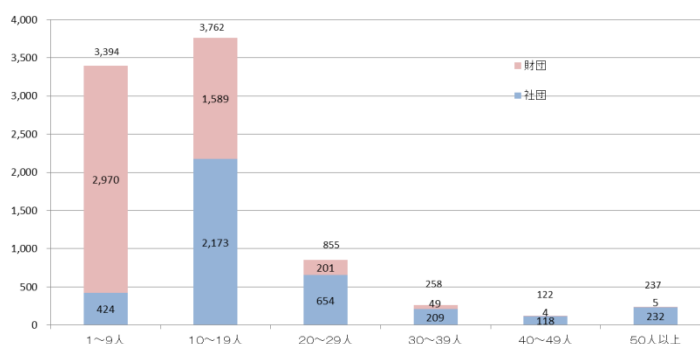
社団・財団の別に見ると、3,810 公益社団法人の 1 法人当たりの平均理事数は 20.0 人、中央値は 15 人であり、4,818 公益財団法人の平均理事数は 9.7 人、中央値は 8 人である。平均理事数及び中央値ともに、財団は社団の約半数である。

なお、少数ながら、多数の理事を擁する場合もあり、新制度の下で理事会への理事本人の出席が原則とされたこと及び法人の業務執行における理事会の重要性を踏まえると、理事数が多い場合には、実質の議論をどのようにして確保するのか運営上の工夫が重要になるものと考えられる。

勤務形態別では、理事総数の6.8%に当たる8,349人が常勤（週3日以上出勤）である（表1-2-6）。

移行期間開始時点の特例民法法人のデータによると、24,317特例民法法人の理事数は延べ380,813人、1法人当たりの平均理事数は15.6人、中央値は12人であった。また、勤務形態別では、理事総数の4.9%に当たる18,793人が常勤（週3日以上出勤）であった。

図1-2-4 理事数規模別の公益法人数（社団・財団別）



（注）各法人の移行認定、公益認定又は変更認定の申請及びその後の事業報告等のデータによる。

表1-2-5 理事数規模別の公益法人数（社団・財団別）とその割合

		法人数	理事数計 (人)	平均値 (人)	中央値 (人)	1～9人	10～19人	20～29人	30～39人	40～49人	50人以上
合計	計	8,628 (100.0%)	122,874	14.2	11	3,394 (39.3%)	3,762 (43.6%)	855 (9.9%)	258 (3.0%)	122 (1.4%)	237 (2.7%)
	社団	3,810 (100.0%)	76,199	20.0	15	424 (11.1%)	2,173 (57.0%)	654 (17.2%)	209 (5.5%)	118 (3.1%)	232 (6.1%)
	財団	4,818 (100.0%)	46,675	9.7	8	2,970 (61.6%)	1,589 (33.0%)	201 (4.2%)	49 (1.0%)	4 (0.1%)	5 (0.1%)
内閣府	計	2,207	28,817	13.1		953	861	302	62	9	20
	社団	719	13,858	19.3		90	323	229	50	9	18
	財団	1,488	14,959	10.1		863	538	73	12	0	2
都道府県計	計	6,421	94,057	14.6		2,441	2,901	553	196	113	217
	社団	3,091	62,341	20.2		334	1,850	425	159	109	214
	財団	3,330	31,716	9.5		2,107	1,051	128	37	4	3

（注）各法人の移行認定、公益認定又は変更認定の申請及びその後の事業報告等のデータによる。

表1-2-6 常勤・非常勤別の理事数

	法人数	理事数計 (人)	常勤 (人)	非常勤 (人)
合計	8,628	122,874 (100.0%)	8,349 (6.8%)	114,516 (93.2%)
内閣府	2,207	28,817	2,532	26,285
都道府県計	6,421	94,057	5,817	88,231

（注）1 各法人の移行認定、公益認定又は変更認定の申請及びその後の事業報告等のデータによる。
2 週3日以上出勤する者を「常勤」、それ以外の者は「非常勤」とする。

4. 監事

公益法人には監事を置くこととされている（認定法 § 5⑭ハ、法人法 § 61、 § 170）。監事は計算書類等の監査（財務監査）及び理事の職務執行の監査（業務監査）を行う（同 § 99、 § 124、 § 197、 § 199）。新制度においては、法人法で監事の責任が明定され、一定の場合には、法人の利益を守るための行動を取ることが求められるなど、監事は法人の重要な機関である（同 § 103、 § 197）。

8,628 公益法人の監事在任者総数は延べ 18,203 人であり、1 法人当たりの平均監事数は 2.1 人である（表 1-2-7）。監事 2 人の法人が全体の 4 分の 3 以上（76.3%）を占め、監事 3 人の法人と合わせると 9 割を超える（91.4%）。

勤務形態別では、監事総数の 0.4% に当たる 65 人が常勤（週 3 日以上出勤）である（表 1-2-8）。

移行期間開始時点の特例民法法人のデータによると、24,317 特例民法法人の監事総数は延べ 53,496 人、1 法人当たりの平均監事数は 2.2 人であった。また、勤務形態別では、監事総数の 0.7% に当たる 362 人が常勤（週 3 日以上出勤）であった。

表 1-2-7 監事数別の公益法人数（社団・財団別）

		法人数	監事数計 (人)	平均値 (人)	1人	2人	3人	4人	5人以上
合計	計	8,628 (100.0%)	18,203	2.1	624 (7.2%)	6,580 (76.3%)	1,308 (15.2%)	94 (1.1%)	22 (0.3%)
	社団	3,810 (100.0%)	8,590	2.3	116 (3.0%)	2,729 (71.6%)	871 (22.9%)	76 (2.0%)	18 (0.5%)
	財団	4,818 (100.0%)	9,613	2.0	508 (10.5%)	3,851 (79.9%)	437 (9.1%)	18 (0.4%)	4 (0.1%)
内閣府	計	2,207	4,565	2.1	248	1,596	333	24	6
	社団	719	1,628	2.3	55	450	189	19	6
	財団	1,488	2,937	2.0	193	1,146	144	5	0
都道府県計	計	6,421	13,638	2.1	376	4,984	975	70	16
	社団	3,091	6,962	2.3	61	2,279	682	57	12
	財団	3,330	6,676	2.0	315	2,705	293	13	4

(注) 各法人の移行認定、公益認定又は変更認定の申請及びその後の事業報告等のデータによる。

表 1-2-8 常勤・非常勤別の監事数

	法人数	監事数計 (人)	常勤 (人)	非常勤 (人)
合計	8,628	18,203 (100.0%)	65 (0.4%)	18,136 (99.6%)
内閣府	2,207	4,565	31	4,534
都道府県計	6,421	13,638	34	13,602

(注) 1 各法人の移行認定、公益認定又は変更認定の申請及びその後の事業報告等のデータによる。

2 週 3 日以上出勤する者を「常勤」、それ以外の者は「非常勤」とする。

5. 会計監査人

公益法人は、貸借対照表における負債が 200 億円以上である場合その他一定の要件を満たす場合（注）は、会計監査人を置かなければならない（法人法 § 2 ②③、§ 62、§ 171、認定法 § 5⑫）。定款の定めにより会計監査人を置くこともできる（法人法 § 60Ⅱ、§ 170Ⅱ）。

8,628 公益法人のうち、309 法人（3.6%）が会計監査人を置いている（表 1-2-9）。社団・財団の別では、公益社団法人（2.3%）よりも公益財団法人（4.6%）において会計監査人の設置率が高い。行政庁の区分別では、内閣府を行政庁とする法人における設置率（6.4%）が都道府県を行政庁とする法人（2.6%）よりも高い。

（注）①収入の額が 1,000 億円未満、②費用及び損失の額の合計額が 1,000 億円未満、③負債の額が 50 億円未満、の全ての要件を満たす場合には、会計監査人の設置は義務付けられていない（認定法 § 5⑫、認定法施行令 § 6）。

表 1-2-9 会計監査人設置法人の割合（社団・財団別）

		法人数	会計監査人 設置法人数	割合
合計	計	8,628	309	3.6%
	社団	3,810	88	2.3%
	財団	4,818	221	4.6%
内閣府	計	2,207	141	6.4%
	社団	719	45	6.3%
	財団	1,488	96	6.5%
都道府県計	計	6,421	168	2.6%
	社団	3,091	43	1.4%
	財団	3,330	125	3.8%

（注）各法人の移行認定、公益認定又は変更認定の申請及びその後の事業報告等のデータによる。

6. 職員

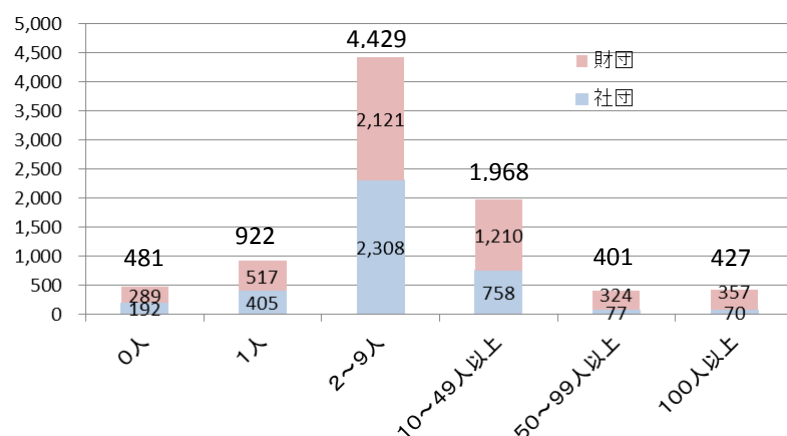
公益法人の職員は、公益法人の活動を事務処理等の面で支えている。8,628 公益法人の職員総数は延べ 226,985 人であり、1 法人当たりの平均職員数は 26.3 人、中央値は 5 人である（表 1-2-10）。しかしながら、職員数 1 人又は職員のない法人が全体の 6 分の 1 近く（16.3%）あり、職員数 9 人以下の法人が 3 分の 2 以上（67.6%）となっている。

公益法人の活動を支えるのは職員だけではなく、理事等役員による業務執行はもとより、様々なボランティアによる活動参画等も重要であるが、職員数の面から見ると、一部の公益法人については経理等の事務処理体制が脆弱であることが窺われる。

勤務形態別では、職員総数の8割（80.2％）に当たる181,965人が常勤（週3日以上出勤）である（表1-2-11）。

移行期間開始時点の特例民法法人のデータによると、24,317特例民法法人の職員総数は延べ564,034人、1法人当たりの平均職員数は23.2人、中央値は3人であった。また、勤務形態別では、職員総数の84.3％に当たる475,492人が常勤（週3日以上出勤）であった。

図1-2-5 職員規模別の公益法人数（社団・財団別）



（注）各法人の移行認定、公益認定又は変更認定の申請及びその後の事業報告等のデータによる。

表1-2-10 職員数規模別の公益法人数（社団・財団別）

		法人数	職員数計 (人)	平均値 (人)	中央値 (人)	職員数					
						0人	1人	2～9人	10～49人	50～99人	100人以上
合計	計	8,628 (100.0%)	226,985	26.3	5	481 (5.6%)	922 (10.7%)	4,429 (51.3%)	1,968 (22.8%)	401 (4.6%)	427 (4.9%)
	社団	3,810 (100.0%)	57,860	15.2	4	192 (5.0%)	405 (10.6%)	2,308 (60.6%)	758 (19.9%)	77 (2.0%)	70 (1.8%)
	財団	4,818 (100.0%)	169,125	35.1	6	289 (6.0%)	517 (10.7%)	2,121 (44.0%)	1,210 (25.1%)	324 (6.7%)	357 (7.4%)
内閣府	計	2,207	52,666	23.9		146	251	1,134	500	89	87
	社団	719	14,379	20.0		55	62	408	160	17	17
	財団	1,488	38,287	25.7		91	189	726	340	72	70
都道府県計	計	6,421	174,319	27.1		335	671	3,295	1,468	312	340
	社団	3,091	43,481	14.1		137	343	1,900	598	60	53
	財団	3,330	130,838	39.3		198	328	1,395	870	252	287

（注）各法人の移行認定、公益認定又は変更認定の申請及びその後の事業報告等のデータによる。

表1-2-11 常勤・非常勤別の職員数

	法人数	職員数計 (人)	常勤 (人)	非常勤 (人)
合計	8,628	226,985 (100.0%)	181,965 (80.2%)	45,020 (19.8%)
内閣府	2,207	52,666	45,268	7,398
都道府県計	6,421	174,319	136,697	37,622

（注）1 各法人の移行認定、公益認定又は変更認定の申請及びその後の事業報告等のデータによる。

2 週3日以上出勤する者（パート、アルバイトや派遣の形態であっても、1年以上の長期間勤務（予定も含む。）を含む。）を「常勤」、それ以外の者は「非常勤」とする。

第2章 事業

公益法人は、「公益目的事業を行うことを主たる目的とする」法人である。公益目的事業とは、学術、技芸、慈善その他の認定法別表に掲げる種類の事業であって、「不特定かつ多数の者の利益」の増進に寄与するものである。公益法人は、公益目的事業のほか、収益事業等を行うこともできるが、毎事業年度の公益目的事業比率が50%以上である必要がある。また、収益事業等による収益の50%以上を公益目的事業を行うために使わなければならない。

第1節 事業年度

公益法人は定款に事業年度を記載しなければならない（法人法 § 11 I ⑦、 § 153 I ⑩）。事業年度の期間は1年を超えることができない（法人法施行規則 § 29、 § 64）。

8,628 公益法人の事業年度の設定状況を見ると、全体の9割を超える8,054 法人（93.3%）が、各年4月から翌年3月までを事業年度としている（表2-1-1）。次いで、各年1月から12月までを事業年度とするものが3.4%、各年7月から翌年6月までを事業年度とするものが1.0%となっている。

社団・財団の別では、各年4月から翌年3月までを事業年度とするものの割合は、社団（90.7%）よりも財団（95.4%）の方がやや高い。

表2-1-1 事業年度の設定状況（社団・財団別）

		法人数	1月～ 12月	2月～ 1月	3月～ 2月	4月～ 3月	5月～ 4月	6月～ 5月	7月～ 6月	8月～ 7月	9月～ 8月	10月～ 9月	11月～ 10月	12月～ 11月
合計	計	8,628 (100.0%)	292 (3.4%)	15 (0.2%)	26 (0.3%)	8,054 (93.3%)	14 (0.2%)	32 (0.4%)	86 (1.0%)	27 (0.3%)	22 (0.3%)	41 (0.5%)	8 (0.1%)	11 (0.1%)
	社団	3,810 (100.0%)	215 (5.6%)	8 (0.2%)	18 (0.5%)	3,456 (90.7%)	7 (0.2%)	13 (0.3%)	52 (1.4%)	9 (0.2%)	12 (0.3%)	11 (0.3%)	3 (0.1%)	6 (0.2%)
	財団	4,818 (100.0%)	77 (1.6%)	7 (0.1%)	8 (0.2%)	4,598 (95.4%)	7 (0.1%)	19 (0.4%)	34 (0.7%)	18 (0.4%)	10 (0.2%)	30 (0.6%)	5 (0.1%)	5 (0.1%)
内閣府	計	2,207	90	9	20	1,977	7	9	38	10	12	25	5	5
	社団	719	42	5	17	604	3	4	20	3	9	9	3	0
	財団	1,488	48	4	3	1,373	4	5	18	7	3	16	2	5
都道府県計	計	6,421	202	6	6	6,077	7	23	48	17	10	16	3	6
	社団	3,091	173	3	1	2,852	4	9	32	6	3	2	0	6
	財団	3,330	29	3	5	3,225	3	14	16	11	7	14	3	0

（注）各法人の移行認定、公益認定又は変更認定の申請及びその後の事業報告等のデータによる。

第2節 公益目的事業等

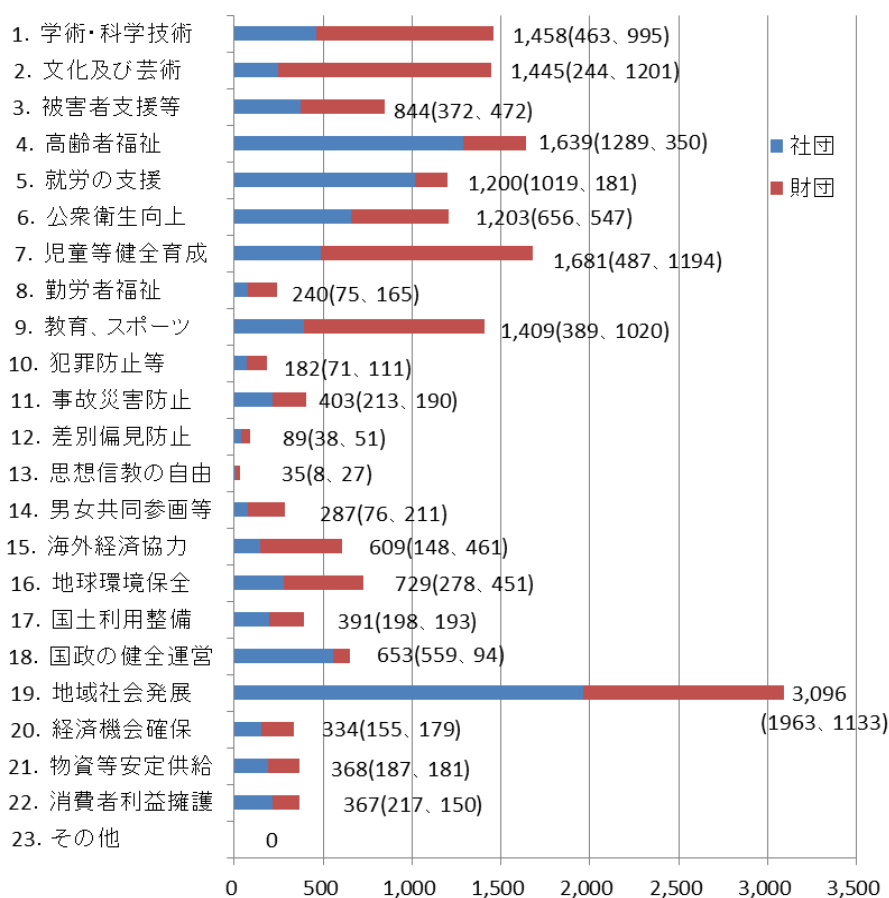
1. 公益目的事業の事業目的

公益目的事業とは、学術、技芸、慈善その他の公益に関する認定法別表各号に掲げる事業であって、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものをいう（認定法 § 2④）。認定法の別表は、23の事業目的を挙げている。

8,628 公益法人を公益目的事業の目的別（23 事業目的）に見ると、多い順（複数計上）（注）に「地域社会の健全な発展」3,096 法人（35.9%）、「児童又は青少年の健全な育成」1,681 法人（19.5%）、「高齢者の福祉の増進」1,639 法人（19.0%）となっている（図2-2-1）。

（注）複数の公益目的事業を行う法人及び複合目的の公益目的事業があるため。

図2-2-1 公益目的事業の事業目的別（23事業）の法人数



（注）1 各法人の移行認定、公益認定又は変更認定の申請データによる。

2 複数事業を行う法人及び複合目的の事業があるため、延べ法人数は法人実数の約 2.2 倍となっている。

社団・財団の別に、多い順に上位3位（複数計上）をそれぞれ抽出すると、次のとおりである（表2-2-1）。

順位	計 (8,628 法人)	公益社団法人 (3,810 法人)	公益財団法人 (4,818 法人)
1	地域社会の健全な発展 3,096 法人 (35.9%)	地域社会の健全な発展 1,963 法人 (51.5%)	文化及び芸術の振興 1,201 法人 (24.9%)
2	児童又は青少年の健全な育成 1,681 法人 (19.5%)	高齢者の福祉の増進 1,289 法人 (33.8%)	児童又は青少年の健全な育成 1,194 法人 (24.8%)
3	高齢者の福祉の増進 1,639 法人 (19.0%)	勤労意欲ある者への就労支援 1,019 法人 (26.7%)	地域社会の健全な発展 1,133 法人 (23.5%)

(注) 各法人の移行認定、公益認定又は変更認定の申請データ（複数計上）による。

社団・財団の別に着目して10ポイント以上の比率差があるものを比率差の大きい順に挙げると、公益社団法人における比率が高いものとして、「地域社会の健全な発展」の51.5%（財団23.5%）、「高齢者の福祉の増進」の33.8%（同7.3%）、「勤労意欲のある者に対する就労の支援」の26.7%（同3.8%）、「国政の健全な運営の確保に資すること」の14.7%（同2.0%）がある。また、公益財団法人における比率が高いものとして、「文化及び芸術の振興」の24.9%（社団6.4%）、「児童又は青少年の健全な育成」の24.8%（同12.8%）、「教育、スポーツ等を通じた国民の心身の健全な発達と豊かな人間性の涵養等」の21.2%（同10.2%）がある。

行政庁の区分別も含め、多い順に上位3位（複数計上）をそれぞれ抽出すると、次のとおりである（表2-2-1）。

順位	計 (8,628 法人)	内閣府 (2,207 法人)	都道府県 (6,421 法人)
1	地域社会の健全な発展 3,096 法人 (35.9%)	学術及び科学技術の振興 822 法人 (37.2%)	地域社会の健全な発展 2,806 法人 (43.7%)
2	児童又は青少年の健全な育成 1,681 法人 (19.5%)	文化及び芸術の振興 463 法人 (21.0%)	高齢者の福祉の増進 1,497 法人 (23.3%)
3	高齢者の福祉の増進 1,639 法人 (19.0%)	児童又は青少年の健全な育成 455 法人 (20.6%)	児童又は青少年の健全な育成 1,226 法人 (19.1%)

(注) 各法人の移行認定、公益認定又は変更認定の申請データ（複数計上）による。

行政庁の区分に着目して10ポイント以上の比率差があるものを比率差の大きい順に挙げると、内閣府を行政庁とする法人における比率が高いものとして、「学術及び科学技術の振興」の37.2%（都道府県9.9%）、「国際相互理解の促進及び開発途上にある海外の地域に対する経済協力」の17.9%（同3.3%）がある。また、都道府県を行政庁とする法人における比率が高いものとして、「地域社会の健全な発展」の43.7%（内閣府13.1%）、「高齢者の福祉の増進」の23.3%（同6.4%）、「勤労意欲のある者に対する就労の支援」の17.6%（同3.2%）がある。

表 2-2-1 公益目的事業の事業目的別（23 事業）の法人数（社団・財団別）

	計		社団・財団別				行政庁の区分別			
	法人数	比率(%)	社団	比率(%)	財団	比率(%)	内閣府	比率(%)	都道府県	比率(%)
法人実数	8,628	100.0	3,810	100.0	4,818	100.0	2,207	100.0	6,421	100.0
1. 学術及び科学技術の振興	1,458	16.9	463	12.2	995	20.7	822	37.2	636	9.9
2. 文化及び芸術の振興	1,445	16.7	244	6.4	1,201	24.9	463	21.0	982	15.3
3. 障害者若しくは生活困窮者又は事故、災害若しくは犯罪による被害者の支援	844	9.8	372	9.8	472	9.8	215	9.7	629	9.8
4. 高齢者の福祉の増進	1,639	19.0	1,289	33.8	350	7.3	142	6.4	1,497	23.3
5. 勤労意欲のある者に対する就労の支援	1,200	13.9	1,019	26.7	181	3.8	70	3.2	1,130	17.6
6. 公衆衛生の向上	1,203	13.9	656	17.2	547	11.4	216	9.8	987	15.4
7. 児童又は青少年の健全な育成	1,681	19.5	487	12.8	1,194	24.8	455	20.6	1,226	19.1
8. 勤労者の福祉の向上	240	2.8	75	2.0	165	3.4	49	2.2	191	3.0
9. 教育、スポーツ等を通じて国民の心身の健全な発達に寄与し、又は豊かな人間性を涵養すること	1,409	16.3	389	10.2	1,020	21.2	403	18.3	1,006	15.7
10. 犯罪の防止又は治安の維持	182	2.1	71	1.9	111	2.3	36	1.6	146	2.3
11. 事故又は災害の防止	403	4.7	213	5.6	190	3.9	149	6.8	254	4.0
12. 人種、性別その他の事由による不当な差別又は偏見の防止及び根絶	89	1.0	38	1.0	51	1.1	31	1.4	58	0.9
13. 思想及び良心の自由、信教の自由又は表現の自由の尊重又は擁護	35	0.4	8	0.2	27	0.6	24	1.1	11	0.2
14. 男女共同参画社会の形成その他のより良い社会の形成の推進	287	3.3	76	2.0	211	4.4	135	6.1	152	2.4
15. 国際相互理解の促進及び開発途上にある海外の地域に対する経済協力	609	7.1	148	3.9	461	9.6	396	17.9	213	3.3
16. 地球環境の保全又は自然環境の保護及び整備	729	8.4	278	7.3	451	9.4	202	9.2	527	8.2
17. 国土の利用、整備又は保全	391	4.5	198	5.2	193	4.0	96	4.3	295	4.6
18. 国政の健全な運営の確保に資すること	653	7.6	559	14.7	94	2.0	94	4.3	559	8.7
19. 地域社会の健全な発展	3,096	35.9	1,963	51.5	1,133	23.5	290	13.1	2,806	43.7
20. 公正かつ自由な経済活動の機会の確保及び促進並びにその活性化による国民生活の安定向上	334	3.9	155	4.1	179	3.7	132	6.0	202	3.1
21. 国民生活に不可欠な物資、エネルギー等の安定供給の確保	368	4.3	187	4.9	181	3.8	95	4.3	273	4.3
22. 一般消費者の利益の擁護又は増進	367	4.3	217	5.7	150	3.1	145	6.6	222	3.5
23. その他、公益に関する事業として政令で定めるもの	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0

(注) 1 各法人の移行認定、公益認定又は変更認定の申請データによる。

2 複数事業を行う法人及び複合目的の事業があるため、延べ法人数は法人実数の約 2.2 倍となっている。

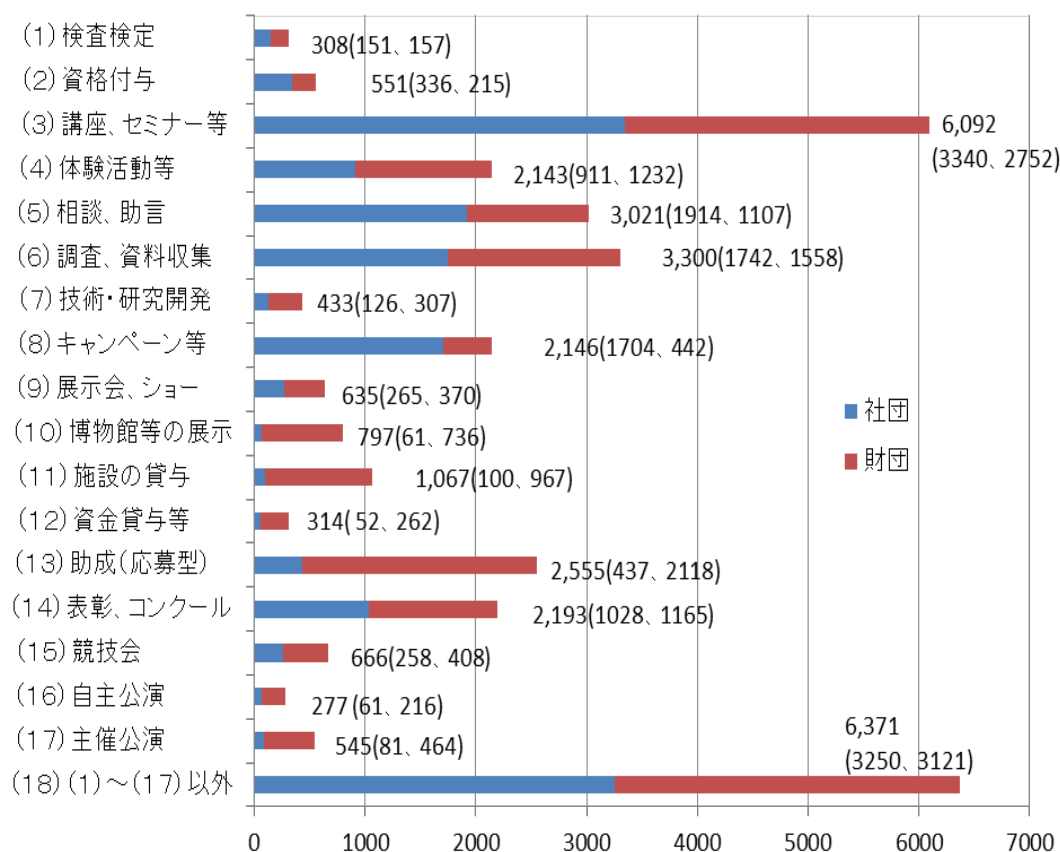
2. 公益目的事業の事業類型

公益目的事業は、「不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するもの」でなければならない。この事実があるかどうかを認定するに当たっての留意点として、「公益目的事業のチェックポイント」（平成20年4月内閣府公益認定等委員会「公益認定等に関する運用について（公益認定等ガイドライン）」参考）がある。そこでは、便宜、事業の特性に応じた計18種類の事業類型を挙げ、それぞれについて事業の公益性を判断するに当たってのチェックポイントを掲げている。

8,628 公益法人を公益目的事業の事業類型別（18 類型）に見ると、多い順（複数計上）（注）に「講座、セミナー、育成」（70.6%）、「調査、資料収集」（38.2%）、「相談、助言」（35.0%）となっている。

（注）複数事業を行う法人及び複合形態の事業があるため。

図2-2-2 公益目的事業の事業類型別（18 類型）の法人数



（注）1 各法人の移行認定、公益認定又は変更認定の申請データによる。

2 複数事業を行う法人及び複合形態の事業があるため、延べ法人数は法人実数の約3.9倍となっている。

社団・財団の別に、多い順に上位3位（複数計上）をそれぞれ抽出すると、次のとおりである（表2-2-2）。

順位	合計 (8,628 法人)	公益社団法人 (3,810 法人)	公益財団法人 (4,818 法人)
1	講座、セミナー、育成 6,092 法人 (70.6%)	講座、セミナー、育成 3,340 法人 (87.7%)	講座、セミナー、育成 2,752 法人 (57.1%)
2	調査、資料収集 3,300 法人 (38.2%)	相談、助言 1,914 法人 (50.2%)	助成（応募型） 2,118 法人 (44.0%)
3	相談、助言 3,021 法人 (35.0%)	調査、資料収集 1,742 法人 (45.7%)	調査、資料収集 1,558 法人 (32.3%)

（注）各法人の移行認定、公益認定又は変更認定の申請データ（複数計上）による。

社団・財団の別に着目して10ポイント以上の比率差があるものを比率差の大きい順に挙げると、公益社団法人における比率が高いものとして、「キャンペーン、〇〇月間」の44.7%（財団9.2%）、「講座、セミナー、育成」の87.7%（同57.1%）、「相談、助言」の50.2%（同23.0%）、「調査、資料収集」の45.7%（同32.3%）がある。また、公益財団法人における比率が高いものとして、「助成（応募型）」の44.0%（社団11.5%）、「施設の貸与」の20.1%（同2.6%）、「博物館等の展示」の15.3%（同1.6%）がある。

行政庁の区分別も含め、多い順に上位3位（複数計上）をそれぞれ抽出すると、次のとおりである（表2-2-2）。

順位	合計 (8,628 法人)	内閣府 (2,207 法人)	都道府県 (6,421 法人)
1	講座、セミナー、育成 6,092 法人 (70.6%)	講座、セミナー、育成 1,396 法人 (63.3%)	講座、セミナー、育成 4,696 法人 (73.1%)
2	調査、資料収集 3,300 法人 (38.2%)	調査、資料収集 999 法人 (45.3%)	相談、助言 2,633 法人 (41.0%)
3	相談、助言 3,021 法人 (35.0%)	助成（応募型） 905 法人 (41.0%)	調査、資料収集 2,301 法人 (35.8%)

（注）各法人の移行認定、公益認定又は変更認定の申請データ（複数計上）による。

行政庁の区分に着目して10ポイント以上の比率差があるものを比率差の大きい順に挙げると、内閣府を行政庁とする法人における比率が高いものとして、「助成（応募型）」の41.0%（都道府県25.7%）、「資格付与」の16.1%（同3.1%）がある。また、都道府県を行政庁とする法人における比率が高いものとして、「相談、助言」の41.0%（内閣府17.6%）、「キャンペーン、〇〇月間」の30.1%（同9.7%）、「体験活動等」の27.8%（同16.2%）がある。

表 2-2-2 公益目的事業の事業類型別（18 類型）の法人数（社団・財団別）

	計		社団・財団別				行政庁の区分別			
	法人数	比率(%)	社団	比率(%)	財団	比率(%)	内閣府	比率(%)	都道府県	比率(%)
法人実数	8,628	100.0	3,810	100.0	4,818	100.0	2,207	100.0	6,421	100.0
(1) 検査検定	308	3.6	151	4.0	157	3.3	120	5.4	188	2.9
(2) 資格付与	551	6.4	336	8.8	215	4.5	355	16.1	196	3.1
(3) 講座、セミナー、育成	6,092	70.6	3,340	87.7	2,752	57.1	1,396	63.3	4,696	73.1
(4) 体験活動等	2,143	24.8	911	23.9	1,232	25.6	357	16.2	1,786	27.8
(5) 相談、助言	3,021	35.0	1,914	50.2	1,107	23.0	388	17.6	2,633	41.0
(6) 調査、資料収集	3,300	38.2	1,742	45.7	1,558	32.3	999	45.3	2,301	35.8
(7) 技術開発、研究開発	433	5.0	126	3.3	307	6.4	209	9.5	224	3.5
(8) キャンペーン、〇〇月間	2,146	24.9	1,704	44.7	442	9.2	213	9.7	1,933	30.1
(9) 展示会、〇〇ショー	635	7.4	265	7.0	370	7.7	117	5.3	518	8.1
(10) 博物館等の展示	797	9.2	61	1.6	736	15.3	171	7.7	626	9.7
(11) 施設の貸与	1,067	12.4	100	2.6	967	20.1	132	6.0	935	14.6
(12) 資金貸与、債務保証等	314	3.6	52	1.4	262	5.4	39	1.8	275	4.3
(13) 助成(応募型)	2,555	29.6	437	11.5	2,118	44.0	905	41.0	1,650	25.7
(14) 表彰、コンクール	2,193	25.4	1,028	27.0	1,165	24.2	707	32.0	1,486	23.1
(15) 競技会	666	7.7	258	6.8	408	8.5	144	6.5	522	8.1
(16) 自主公演	277	3.2	61	1.6	216	4.5	80	3.6	197	3.1
(17) 主催公演	545	6.3	81	2.1	464	9.6	67	3.0	478	7.4
(18) 上記(1)～(17)の事業 区分に該当しない事業	6,371	73.8	3,250	85.3	3,121	64.8	1,319	59.8	5,052	78.7

(注) 1 各法人の移行認定、公益認定又は変更認定の申請データによる。

2 複数事業を行う法人及び複合形態の事業があるため、延べ法人数は法人実数の約 3.9 倍となっている。

3. 公益目的事業比率

公益法人は、「公益目的事業を行うことを主たる目的とする」ものとされている（認定法 §5①）。毎事業年度における公益目的事業比率（法人の経常費用全体に占める公益目的事業に係る経常費用の比率）が百分の五十以上になるように公益目的事業を行わなければならない（同 §5⑧、§15）。

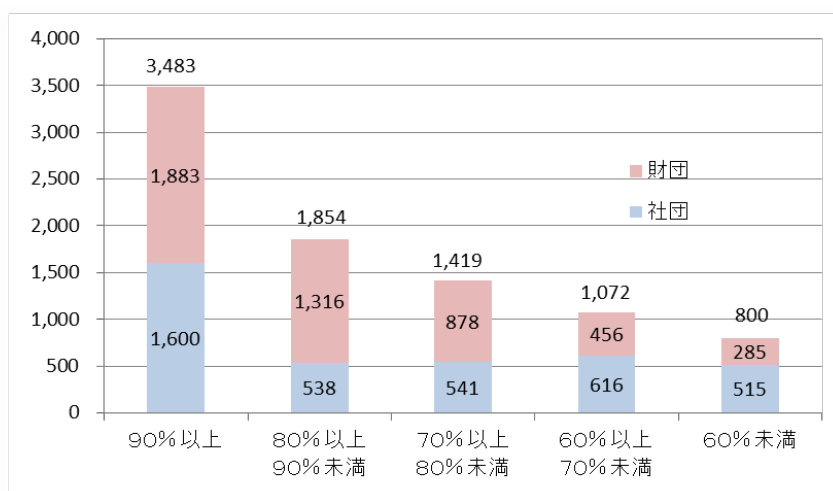
8,628 公益法人の公益目的事業比率別（移行認定、公益認定又は変更認定の申請書類における計画ベースの数字）の分布を見ると、公益目的事業比率が 90% 以上の法人が最も多く、全体の 4 割を占める（図 2-2-3、表 2-2-3）。全法人の 6 割が比率 80% 以上となっており、中央値は 85.9% である。公益目的事業に加え、収益事業やその他事業を行っている場合には、それらの事業規模によっても公益目的事業比率は低くなることになる。

公益目的事業比率は、新制度の下で法定された基準である。新旧制度の間では、事業区分の設定や事業内容の公益性を審査判断する仕組みに違いがあり、厳密な比較はできないが、移行期間開始時点の特例民法法人のデータによると、24,317 特例民法法人のうち、総支出の 50% 以上で「公益法人の本来の事業」（注）を実施していた法人は約 4 割（42.2%）であった。

（注）次の事項の全てに適合する事業（付随的に行う収益を目的とする事業を除く。）を指す（「公益法人の設立許可及び指導監督基準」（平成 8 年 9 月 20 日閣議決定（平成 18 年 8 月 16 日一部改正後）別紙 1 参照）。

- ① 当該法人の目的に照らし、適切な内容の事業であること。
- ② 事業内容が、定款又は寄附行為上具体的に明確にされていること。
- ③ 営利企業として行うことが適当と認められる性格、内容の事業を主とするものでないこと。

図 2-2-3 公益目的事業比率別の法人数（社団・財団別）



（注）各法人の移行認定、公益認定又は変更認定の申請データによる。

表 2-2-3 公益目的事業比率別の法人数（社団・財団別）

		法人数	90%以上	80%以上 90%未満	70%以上 80%未満	60%以上 70%未満	60%未満	中央値 (%)
合計	計	8,628 (100.0%)	3,483 (40.4%)	1,854 (21.5%)	1,419 (16.4%)	1,072 (12.4%)	800 (9.3%)	85.9
	社団	3,810 (100.0%)	1,600 (42.0%)	538 (14.1%)	541 (14.2%)	616 (16.2%)	515 (13.5%)	84.6
	財団	4,818 (100.0%)	1,883 (39.1%)	1,316 (27.3%)	878 (18.2%)	456 (9.5%)	285 (5.9%)	86.4
内閣府	計	2,207	712	659	476	221	139	84.4
	社団	719	171	201	190	103	54	
	財団	1,488	541	458	286	118	85	
都道府県計	計	6,421	2,771	1,195	943	851	661	86.4
	社団	3,091	1,429	337	351	513	461	
	財団	3,330	1,342	858	592	338	200	

(注) 各法人の移行認定、公益認定又は変更認定の申請データによる。

4. 収益事業等

公益法人が健全な運営を維持し、公益目的事業を積極的に行うためには、そのための収入が必要である。このため、公益法人には、収入確保の一方法として収益事業を行うことが認められている。また、このほかに、法人の構成員を対象として行う相互扶助等の事業（その他の事業）を行うことも認められている。これらの収益事業等は、あくまで本来の公益事業に付随して行われるべきものであり、認定法は、他の事業と区分して経理を行うことを求めている（認定法 § 19）。

公益目的事業比率が 50%以上である必要があるため、収益事業等の比率は 50%未満でなければならない。また、収益事業等で上げた利益の 50%以上は、公益目的事業のために使わなければならない（認定法 § 18④、認定法施行規則 § 24）。

8,628 公益法人のうち、収益事業等を行っている法人は 4,050 法人（46.9%）である（表 2-2-4）。社団・財団の別に見ると、公益社団法人の 52.8%が収益事業等を行っており、公益財団法人の 42.3%より 10 ポイント高い。

行政庁の区分別に見ると、収益事業等を行っている法人の割合は、都道府県では 51.1%と過半数を占めるのに対して、内閣府では 34.9%と 3分の1強にとどまっている。特に内閣府の公益財団法人では 28.4%にとどまっており、収益事業等によらずに事業資金を賄っている法人が相対的に多いことを示している。

表 2-2-4 収益事業等を実施している法人数（社団・財団別）

		法人数	収益事業等を行っている法人数	割合(%)
合計	計	8,628	4,050	46.9
	社団	3,810	2,012	52.8
	財団	4,818	2,038	42.3
内閣府	計	2,207	770	34.9
	社団	719	348	48.4
	財団	1,488	422	28.4
都道府県計	計	6,421	3,280	51.1
	社団	3,091	1,664	53.8
	財団	3,330	1,616	48.5

(注) 各法人の移行認定、公益認定又は変更認定の申請データによる。

第3節 変更認定等

移行認定又は公益認定を受けて公益法人となった後、申請した事項を変更する場合は、行政庁に対して変更の手続を行う必要がある。この手続は、変更の内容に応じて変更認定と変更届出の2種類がある。

1. 変更認定

公益法人は、内閣府令で定める軽微な変更（注1）を除き、①公益目的事業を行う都道府県の区域（定款で定めるもの）の変更、②主たる事務所又は従たる事務所の所在場所の変更等、③公益目的事業の種類又は内容の変更、④収益事業等の内容の変更を行おうとするときは、あらかじめ行政庁の認定を受けなければならない（認定法§11）。

移行期間の5年間における変更認定の処分件数は、計416件である。社団・財団別の内訳は、公益社団法人が162件（38.9%）、公益財団法人が254件（61.1%）である（表2-3-1）。行政庁の区分別では、内閣府が111件（26.7%）、都道府県が305件（73.3%）となっている（注2）。

年度別に見ると、平成24年度が273件で、5年間の全件数の3分の2に近い（65.6%）。公益法人数の増加に伴い、変更認定の件数も増加している。

（注1）①及び②については行政庁の変更を伴わない場合、③及び④については申請書の記載事項の変更を伴わない場合は、軽微な変更として変更届出で足りる（認定法施行規則§7）。

（注2）①公益目的事業を行う都道府県の区域の変更、②主たる事務所又は従たる事務所の所在場所についての変更認定の結果、行政庁が変更になり、それに伴い行政庁の区分（内閣府又は都道府県）も変更になる場合がある（表1-1-8参照）。

表2-3-1 年度別の変更認定処分件数（社団・財団別）

		移行期間計	平成20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
合計	計	416	0	18	31	94	273
	社団	162	0	8	3	28	123
	財団	254	0	10	28	66	150
内閣府	計	111	0	9	14	31	57
	社団	32	0	4	1	6	21
	財団	79	0	5	13	25	36
都道府県計	計	305	0	9	17	63	216
	社団	130	0	4	2	22	102
	財団	175	0	5	15	41	114

（注）表中の「年度」は、各年12月1日から翌年11月30日までを指す。

2. 変更届出

公益法人は、①法人の名称又は代表者の氏名等の変更、②公益目的事業を行う都道府県の区域（定款で定めるもの）の変更、事務所の所在場所の変更、公益目的事業の種類若しくは内容の変更又は収益事業等の内容の変更であって軽微なもの（注）、③定款の変更（変更認定を要するものを除く。）等があったときは、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない（認定法 § 13 I）。

移行期間の5年間における変更届出の件数は、計 18,453 件である。社団・財団別の内訳は、公益社団法人が 6,835 件（37.0%）、公益財団法人が 11,618 件（63.0%）である（表 2-3-2）。行政庁の区分別では、内閣府が 5,431 件（29.4%）、都道府県が 13,022 件（70.6%）となっている。

年度別に見ると、平成 24 年度が 10,086 件で、5 年間の全件数の半分以上（54.7%）になっている。変更認定と同様に、公益法人数の増加に伴い、変更届出の件数も増加している。

（注）前項「変更認定」についての注 1 参照

表 2-3-2 年度別の変更届出件数（社団・財団別）

		移行期間計	平成20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
合計	計	18,453	38	409	2,084	5,836	10,086
	社団	6,835	7	75	654	2,167	3,932
	財団	11,618	31	334	1,430	3,669	6,154
内閣府	計	5,431	17	216	818	1,775	2,605
	社団	1,433	4	40	201	473	715
	財団	3,998	13	176	617	1,302	1,890
都道府県計	計	13,022	21	193	1,266	4,061	7,481
	社団	5,402	3	35	453	1,694	3,217
	財団	7,620	18	158	813	2,367	4,264

（注）表中の「年度」は、各年 12 月 1 日から翌年 11 月 30 日までを指す。

第3章 財務

公益法人は、寄附金や社員からの会費収入、基本財産等の運用益、収益事業等からの収益等の収入を得て、毎事業年度の公益目的事業を行う。公益目的事業そのものから収入を得ることもあるが、公益目的事業において、事業の実施に要する適正な費用を償う額を超える収入を得てはならない。また、1事業年度の公益目的事業の実施費用の限度を超えて遊休財産を保有してはならない。

財務状況については、過去1年間に公益法人から提出された事業報告等の内容に基づく。平成25年12月1日時点の公益認定等総合情報システム上の入力確認済みデータを基に集計し、取りまとめている。対象法人数は計5,484法人である。

第1節 資産・負債等

1. 資産

公益法人の資産額を見ると、5,484公益法人の資産総額は計18.7兆円であり、1法人当たりの平均資産額は34億1,200万円、中央値は2億1,700万円である(表3-1-1)。

社団・財団の別に見ると、2,349公益社団法人の1法人当たりの平均資産額は6億9,700万円、中央値は5,600万円であり、3,135公益財団法人の平均資産額は54億4,600万円、中央値は5億9,600万円である。平均資産額は財団が社団の7.8倍、中央値は10.6倍となっている。

移行期間開始時点の24,317特例民法法人のデータによると、1法人当たりの平均資産額は26億400万円、中央値は1億1,100万円であった。

表3-1-1 資産額規模別の公益法人数(社団・財団別)

		法人数	資産額計 (百万円)	平均値 (百万円)	中央値 (百万円)	1千万円 未満	1千万円以上 5千万円未満	5千万円以上 1億円未満	1億円以上 5億円未満	5億円以上 10億円未満	10億円以上
合計	計	5,484 (100.0%)	18,709,863	3,412	217	292 (5.3%)	1,049 (19.1%)	651 (11.9%)	1,556 (28.4%)	613 (11.2%)	1,323 (24.1%)
	社団	2,349 (100.0%)	1,636,526	697	56	242 (10.3%)	859 (36.6%)	464 (19.8%)	547 (23.3%)	88 (3.7%)	149 (6.3%)
	財団	3,135 (100.0%)	17,073,337	5,446	596	50 (1.6%)	190 (6.1%)	187 (6.0%)	1,009 (32.2%)	525 (16.7%)	1,174 (37.4%)
内閣府	計	1,646	13,486,898	8,194		64	156	129	449	214	634
	社団	515	1,090,197	2,117		46	92	97	178	36	66
	財団	1,131	12,396,701	10,961		18	64	32	271	178	568
都道府県計	計	3,838	5,222,964	1,361		228	893	522	1,107	399	689
	社団	1,834	546,329	298		196	767	367	369	52	83
	財団	2,004	4,676,635	2,334		32	126	155	738	347	606

(注) 過去1年間に提出された事業報告等(平成25年12月1日時点の入力確認済みデータ)による。

2. 負債

公益法人の負債額を見ると、5,484 公益法人の負債総額は計 10.5 兆円であり、1 法人当たりの平均負債額は 19 億 1,400 万円、中央値は 1,200 万円である（表 3-1-2）。

全体では負債額 1 千万円未満の法人が半数近く（46.6%）を占めている。社団・財団の別に見ると、2,349 公益社団法人の 1 法人当たりの平均負債額は 3 億 6,200 万円、中央値は 1,300 万円であり、3,135 公益財団法人の平均負債額は 30 億 7,700 万円、中央値は 1,200 万円である。中央値については両者でほとんど差がないのに対し、平均負債額では財団が社団に対して 8.5 倍となっている。

移行期間開始時点の 24,317 特例民法法人のデータによると、1 法人当たりの平均負債額は 17 億 6,900 万円、中央値は 800 万円であった。

表 3-1-2 負債額規模別の公益法人数（社団・財団別）

		法人数	負債額計 (百万円)	平均値 (百万円)	中央値 (百万円)	1千万円 未満	1千万円以上 5千万円未満	5千万円以上 1億円未満	1億円以上 5億円未満	5億円以上 10億円未満	10億円以上
合計	計	5,484 (100.0%)	10,495,799	1,914	12	2,556 (46.6%)	1,451 (26.5%)	437 (8.0%)	657 (12.0%)	121 (2.2%)	262 (4.8%)
	社団	2,349 (100.0%)	850,147	362	13	1,049 (44.7%)	858 (36.5%)	191 (8.1%)	188 (8.0%)	20 (0.9%)	43 (1.8%)
	財団	3,135 (100.0%)	9,645,652	3,077	12	1,507 (48.1%)	593 (18.9%)	246 (7.8%)	469 (15.0%)	101 (3.2%)	219 (7.0%)
内閣府	計	1,646	8,552,683	5,196		751	415	142	228	30	80
	社団	515	582,018	1,130		200	169	53	73	4	16
	財団	1,131	7,970,665	7,047		551	246	89	155	26	64
都道府県計	計	3,838	1,943,116	506		1,805	1,036	295	429	91	182
	社団	1,834	268,129	146		849	689	138	115	16	27
	財団	2,004	1,674,987	836		956	347	157	314	75	155

（注）過去 1 年間に提出された事業報告等（平成 25 年 12 月 1 日時点の入力確認済みデータ）による。

3. 正味財産

正味財産は、公益法人会計基準（平成 20 年）では、指定正味財産、一般正味財産及び基金（法人法 § 131 に基づき設定している場合）に区分することとされている。このうち指定正味財産は、寄附によって受け入れた資産であって、寄附者等の意思により当該資産の用途について制約が課されているものをいう。一般正味財産とは、指定正味財産以外の正味財産（基金を除く。）である。

5,484 公益法人の正味財産の総額は計 8.2 兆円（うち指定正味財産 5.0 兆円、一般正味財産 3.2 兆円）であり、1 法人当たりの平均正味財産額は 15 億円、中央値は 1 億 6,300 万円である（表 3-1-3）。

社団・財団の別に見ると、2,349 公益社団法人の 1 法人当たりの平均正味財産額は 3 億 3,500 万円、中央値は 3,600 万円であり、3,135 公益財団法人の平均値は 23 億 7,300 万円、中央値は 5 億 1,300 万円である。平均値で財団は社団の 7 倍、中央値では 14 倍以上となっている。

移行期間開始時点の 24,317 特例民法法人のデータによると、1 法人当たりの平均正味財産額は 8 億 4,000 万円、中央値は 7,900 万円であった。

表 3-1-3 公益法人の正味財産額（社団・財団別）

		法人数	正味財産額計 (百万円)	平均値 (百万円)	中央値 (百万円)	指定正味財産 (百万円)	一般正味財産 (百万円)
合計	計	5,484	8,224,231	1,500	163	4,970,097	3,184,041
	社団	2,349	786,385	335	36	318,607	460,344
	財団	3,135	7,437,847	2,373	513	4,651,490	2,723,697
内閣府	計	1,646	4,939,118	3,001		3,041,693	1,860,436
	社団	515	508,179	987		245,366	258,828
	財団	1,131	4,430,939	3,918		2,796,327	1,601,608
都道府県計	計	3,838	3,285,114	856		1,928,404	1,323,605
	社団	1,834	278,206	152		73,241	201,516
	財団	2,004	3,006,907	1,500		1,855,163	1,122,089

(注) 過去 1 年間に提出された事業報告等（平成 25 年 12 月 1 日時点の入力確認済みデータ）による。

4. 遊休財産

遊休財産とは、公益目的事業又は公益目的事業を行うために必要な収益事業等その他の業務若しくは活動のために現に使用されておらず、かつ、引き続きこれらのために使用されることが見込まれない財産をいう。公益法人は、1 年分の公益目的事業費相当額を超える遊休財産を保有しないこととされている（認定法 § 16 II）。

5,484 公益法人の保有する遊休財産額（遊休財産として認定法施行規則 § 22 で定めるものの価額の合計額）を見ると、1 法人当たりの平均遊休財産額は 1 億 1,000 万円、中央値は 2,100 万円である。これに対応する上限に当たる 1 法人当たりの平均公益目的事業費用額は 4 億 7,100 万円、中央値は 8,700 万円である。5,484 公益法人の全体では、年間の公益目的事業費の総額計 2 兆 5,856 億 8,700 万円に対し、遊休財産の総額は計 6,009 億 8,700 万円（23.2%）となっている（表 3-1-4、表 3-2-3）。

社団・財団の別に見ると、2,349 公益社団法人の 1 法人当たりの遊休財産額の平均値は 7,200 万円、中央値は 1,800 万円であり、3,135 公益財団法人の遊休財産額の平均値は 1 億 3,800 万円、中央値は 2,300 万円である。財団の平均値は社団の 2 倍に近い。

表 3-1-4 公益法人の遊休財産額（社団・財団別）

		法人数	遊休財産額計 (百万円)	平均値 (百万円)	中央値 (百万円)
合計	計	5,484	600,987	110	21
	社団	2,349	169,267	72	18
	財団	3,135	431,720	138	23
内閣府	計	1,646	265,527	161	
	社団	515	84,788	165	
	財団	1,131	180,738	160	
都道府県計	計	3,838	335,460	87	
	社団	1,834	84,479	46	
	財団	2,004	250,981	125	

(注) 過去1年間に提出された事業報告等（平成25年12月1日時点の入力確認済みデータ）による。

第2節 収入・費用等

1. 収入

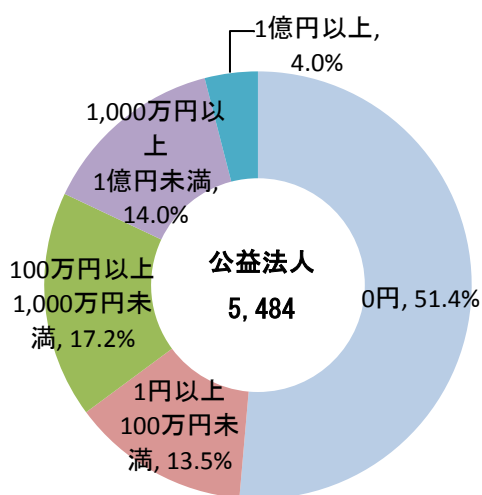
(1) 寄附金

寄附金は、公益法人の活動を支える重要な財源である。公益法人において、寄附金は、原則として公益目的事業に使用すべき公益目的事業財産となるが、公益目的事業以外に用途が特定された場合には、その内容に従うことになる。

5,484 公益法人が受け取った寄附金収入の総額は計 2,157 億円であり、1 法人当たりの寄附金収入額の平均値は 3,900 万円である。しかし、半数を超える公益法人において寄附金収入がなく、特に公益社団法人においては、寄附金収入のないものが 2,349 法人中 1,517 法人 (64.6%) と 3分の2に近い (図3-2-1 から図3-2-3)。

寄附金収入のある 2,666 公益法人で見ると、1 法人当たりの寄附金収入額の平均値は 8,100 万円、中央値は 400 万円である。同じく寄附金収入のある法人について社団・財団の別に見ると、832 公益社団法人の寄附金収入額の平均値は 1,700 万円、中央値は 100 万円であり、1,834 公益財団法人の平均値は 1 億 1,000 万円、中央値は 800 万円である。平均値は財団が社団の 6.5 倍、中央値は 8 倍となっている。

図3-2-1 寄附金収入額規模別の公益法人の割合



(注) 過去1年間に提出された事業報告等(平成25年12月1日時点の入力確認済みデータ)による。

移行期間開始時点の 24,317 特例民法法人の寄附金収入の総額は計 3,260 億円、1 法人当たりの寄附金収入額の平均値は 1,300 万円であった。

図 3-2-2 寄附金収入額規模別の公益法人の割合（社団）

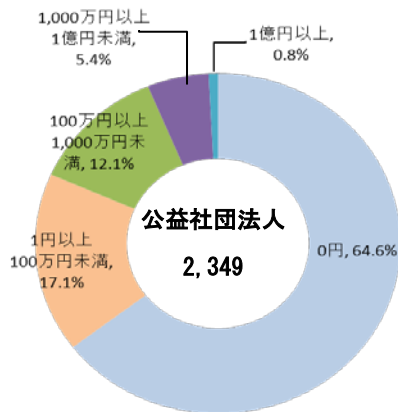
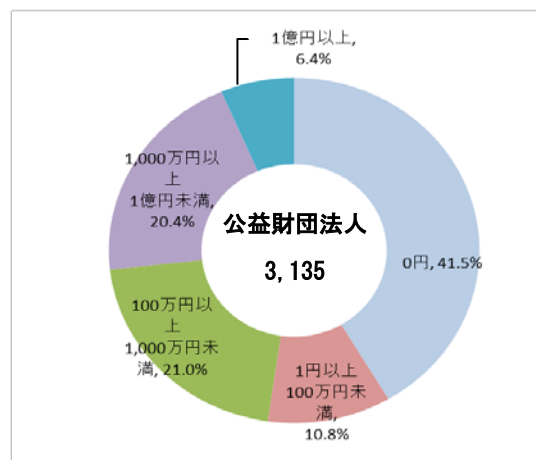


図 3-2-3 寄附金収入額規模別の公益法人の割合（財団）



（注）過去 1 年間に提出された事業報告等（平成 25 年 12 月 1 日時点の入力確認済みデータ）による。

表 3-2-1 寄附金収入額規模別の公益法人数（社団・財団別）

	法人数	寄附金額計 (百万円)	寄附金あり 法人数	平均値 (百万円)	中央値 (百万円)	0円	1円以上 1百万円未 満	1百万円以 上 1千万円未	1千万円以 上 1億円未満	1億円以上	
合計	計	5,484 (100.0%)	215,674	2,666	81	4	2,818 (51.4%)	739 (13.5%)	941 (17.2%)	766 (14.0%)	220 (4.0%)
	社団	2,349 (100.0%)	14,129	832	17	1	1,517 (64.6%)	401 (17.1%)	284 (12.1%)	128 (5.4%)	19 (0.8%)
	財団	3,135 (100.0%)	201,545	1,834	110	8	1,301 (41.5%)	338 (10.8%)	657 (21.0%)	638 (20.4%)	201 (6.4%)
内閣府	計	1,646	141,557	1,160	122		486	159	355	473	173
	社団	515	12,121	326	37		189	86	137	85	18
	財団	1,131	129,436	834	155		297	73	218	388	155
都道府県計	計	3,838	74,117	1,506	49		2,332	580	586	293	47
	社団	1,834	2,008	506	4		1,328	315	147	43	1
	財団	2,004	72,109	1,000	72		1,004	265	439	250	46

（注） 1 過去 1 年間に提出された事業報告等（平成 25 年 12 月 1 日時点の入力確認済みデータ）による。
 2 平均値及び中央値は、寄附金収入のある法人（2,666 法人）についての値である。

コラム④ 日本全国の寄附総額と公益法人への寄附

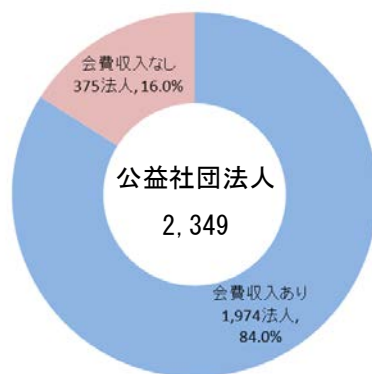
日本の寄附金総額は 2012 年に約 1.4 兆円との推計がある。これは、個人寄附 6,931 億円（日本ファンドレイジング協会「寄付白書 2013」）、法人寄附 6,755 億円（国税庁「会社標本調査（平成 24 年度分）」）という数字を足したものである。

「寄附金総額」についての公的な統計等は整備されていないので、これらの推計によることになる。そうすると、おおむね 2013 年度（会計年度）に 5,484 公益法人が受け取った善意の寄附金総額 2,157 億円は、この 1.4 兆円の 15% に相当する。（法人の財務データを得るには 1 事業年度を経過する必要があるため、来年度にはより実態に近い数字が得られるものと考えられる。）

(2) 会費（公益社団法人）

5,484 公益法人のうち、公益社団法人は 2,349 法人である。このうち 84%に当たる 1,974 法人において会費収入がある（図 3-2-4、表 3-2-2）。

図 3-2-4 公益社団法人のうち会費収入のある法人の割合



(注) 過去 1 年間に提出された事業報告等（平成 25 年 12 月 1 日時点の入力確認済みデータ）による。

表 3-2-2 会費収入のある公益社団法人数（行政庁別）

	公益社団法人数	会費収入を上げている法人数	割合 (%)
合計	2,349	1,974	84.0
内閣府	515	429	83.3
都道府県計	1,834	1,545	84.2

(注) 過去 1 年間に提出された事業報告等（平成 25 年 12 月 1 日時点の入力確認済みデータ）による。

2. 公益目的事業の費用・収入

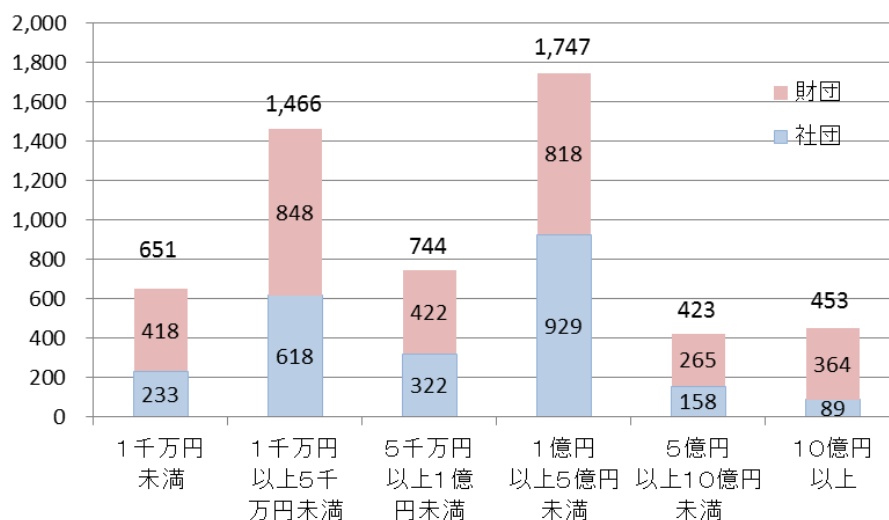
(1) 公益目的事業費用

公益目的事業費用とは、公益目的事業を実施するために支出した費用の額である。公益法人が作成する損益計算書の費用に計上される。

5,484 公益法人の公益目的事業費用の総額は計 2 兆 5,857 億円であり、1 法人当たりの公益目的事業費用の平均値は 4 億 7,100 万円、中央値は 8,700 万円である（表 3-2-3）。公益目的事業費用が 1,000 万円未満の法人が計 651 法人（11.9%）あるのを含め、1 億円未満の法人が計 2,861 法人と全体の 5 割以上（52.2%）を占めている（図 3-2-5、表 3-2-3）。

社団・財団の別に見ると、2,349 公益社団法人の 1 法人当たりの公益目的事業費用の平均値は 3 億 3,100 万円、中央値は 1 億円であり、3,135 公益財団法人の平均値は 5 億 7,700 万円、中央値は 8,300 万円である。

図3-2-5 公益目的事業費用額の分布



(注) 過去1年間に提出された事業報告等(平成25年12月1日時点の入力確認済みデータ)による。

表3-2-3 公益目的事業費用額規模別の法人数(社団・財団別)

		法人数	合計額 (百万円)	平均値 (百万円)	中央値 (百万円)	金額範囲					
						1千万円未満	1千万円以上5千万円未満	5千万円以上1億円未満	1億円以上5億円未満	5億円以上10億円未満	10億円以上
合計	計	5,484 (100.0%)	2,585,687	471	87	651 (11.9%)	1,466 (26.7%)	744 (13.6%)	1,747 (31.9%)	423 (7.7%)	453 (8.3%)
	社団	2,349 (100.0%)	777,181	331	100	233 (9.9%)	618 (26.3%)	322 (13.7%)	929 (39.5%)	158 (6.7%)	89 (3.8%)
	財団	3,135 (100.0%)	1,808,507	577	83	418 (13.3%)	848 (27.0%)	422 (13.5%)	818 (26.1%)	265 (8.5%)	364 (11.6%)
内閣府	計	1,646	978,114	594	/	136	441	300	520	112	137
	社団	515	322,649	627	/	35	152	97	173	29	29
	財団	1,131	655,465	580	/	101	289	203	347	83	108
都道府県計	計	3,838	1,607,574	419	/	515	1,025	444	1,227	311	316
	社団	1,834	454,532	248	/	198	466	225	756	129	60
	財団	2,004	1,153,041	575	/	317	559	219	471	182	256

(注) 過去1年間に提出された事業報告等(平成25年12月1日時点の入力確認済みデータ)による。

コラム⑤ 公益法人の公益目的事業の規模

5,484 公益法人が1年間に支出した公益目的事業費用総額 2.59 兆円を、公益的な支出を行う団体として都道府県の歳出額(平成24年度決算)と試みに比較してみよう。

すると、2.59 兆円は、47 都道府県中3位の北海道の2.46 兆円に匹敵する。ちなみに、都道府県で他に歳出額2兆円を超えるのは、1位東京都6.04 兆円、2位大阪府2.75 兆円、4位愛知県2.13 兆円、5位兵庫県2.03 兆円のみである。(法人の財務データを得るには1事業年度を経過する必要があるため、来年度はより大きな数字になるものと見込まれる。)

(2) 公益目的事業収入

公益目的事業収入とは、公益目的事業の対価収入の額である。公益法人が作成する損益計算書の収益に計上される。

公益目的事業を行うためには、寄附金、会費や基本財産の運用益など、費用を賄うに足りる収入が法人全体としてある必要があるが、必ずしも公益目的事業において対価収入を上げる必要があるわけではない。

5,484 公益法人の公益目的事業収入の総額は計 1 兆 8,250 億円であり、1 法人当たりの公益目的事業収入額の平均値は 3 億 3,300 万円、中央値は 1,900 万円である（表 3-2-4）。公益目的事業収入のない法人が計 1,325 法人（24.2%）ある一方、公益目的事業収入額 1 億円以上の法人も 1,829 法人（33.4%）ある。

社団・財団の別に見ると、公益社団法人（2,349 法人）の 1 法人当たりの公益目的事業収入額の平均値は 2 億 4,800 万円、中央値は 5,400 万円であり、公益財団法人（3,135 法人）の公益目的事業収入額の平均値は 3 億 9,600 万円、中央値は 700 万円である。財団において中央値と平均値の乖離が大きく（56 倍）、収入額規模別の分布において分極化しているものと見られる。

表 3-2-4 公益目的事業収入額規模別の法人数（社団・財団別）

		法人数	資産額計 (百万円)	平均値 (百万円)	中央値 (百万円)	収入なし	1千万円 未満	1千万円 以上5千 万円未満	5千万円 以上1億 円未満	1億円 以上5億円 未満	5億円 以上10億円 未満	10億円 以上
合計	計	5,484 (100.0%)	1,824,956	333	19	1,325 (24.2%)	1,118 (20.4%)	732 (13.3%)	480 (8.8%)	1,247 (22.7%)	283 (5.2%)	299 (5.5%)
	社団	2,349 (100.0%)	582,779	248	54	297 (12.6%)	518 (22.1%)	337 (14.3%)	250 (10.6%)	774 (33.0%)	116 (4.9%)	57 (2.4%)
	財団	3,135 (100.0%)	1,242,178	396	7	1,028 (32.8%)	600 (19.1%)	395 (12.6%)	230 (7.3%)	473 (15.1%)	167 (5.3%)	242 (7.7%)
内閣府	計	1,646	605,104	368		555	294	272	137	257	60	71
	社団	515	222,289	432		56	108	158	54	110	14	15
	財団	1,131	382,815	338		499	186	114	83	147	46	56
都道府県計	計	3,838	1,219,853	318		770	824	460	343	990	223	228
	社団	1,834	360,490	197		241	410	179	196	664	102	42
	財団	2,004	859,363	429		529	414	281	147	326	121	186

(注) 過去 1 年間に提出された事業報告等（平成 25 年 12 月 1 日時点の入力確認済みデータ）による。

第4章 税制

公益法人制度改革により、公益認定基準が法律で規定されるとともに、基準適合性について民間有識者が判断する仕組みが導入された。これに伴い、公益法人に対する税制が見直され、優遇措置が拡充された。すなわち、1) 全ての公益法人が税法上の「特定公益増進法人」とされ、寄附金優遇税制の所得控除の対象となり、2) 法人税法上の「収益事業」のみに課税する従前からの「収益事業課税」に加え、公益目的事業として認定を受けた事業は非課税とされ、3) 収益事業の利益の50%から最高100%までを寄附とみなし非課税で公益目的事業に繰り入れることが可能となった。

第1節 公益法人に対する寄附に係る税制

1. 個人が支出する寄附金についての特例（所得税）

（1）所得控除

新制度では、公益認定の基準が認定法に定められ、その基準に適合することについて民間有識者による合議制の機関（内閣府にあっては、公益認定等委員会）による審査が行われる仕組みが導入された。これを踏まえ、新制度の公益法人は全て税法上の「特定公益増進法人」（注1）とされ、法人に対する寄附が所得控除の対象となった。平成25年12月1日時点で計8,628ある公益法人は、全て特定公益増進法人である（注2）。

個人が特定公益増進法人に対して寄附金を支出した場合に、寄附者は寄附金の額（所得金額の40%が上限）から2,000円を控除した金額について寄附金控除（所得控除）を受けることができる（所得税法§78の1）。

移行期間開始前の平成20年4月1日時点では、約2万4,000の特例民法法人中、特定公益増進法人は862法人（注3）であり、全体の約30分の1であった。

（注1）「特定公益増進法人」とは、教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与するものとして所得税法施行令§217又は法人税法施行令§77において列挙されている法人をいう。

（注2）同日時点で新制度への移行を申請中である特例民法法人の中に、旧制度に基づく特定公益増進法人が含まれている可能性がある。

（注3）この数字は、平成25年12月1日現在の税額控除対象法人数（743法人）に近い。

(2) 税額控除

一定の要件（注）を満たした公益法人に対して個人が寄附金を支出した場合には、寄附金の額（原則として所得金額の40%が上限）から2,000円を控除した金額の40%相当額（その年分の所得税額の25%が上限）について所得税額の特別控除（税額控除）を受けることができる（租税特別措置法§41の18の3、租税特別措置法施行令§26の28の2）。所得控除に加えて税額控除が適用される法人に対し寄附をした場合には、寄附者がいずれかを選択することができる。要件を満たすことについては、行政庁から証明を受けることとされている。

税額控除制度は平成23年6月に施行され、平成25年12月1日現在、計8,628公益法人のうち743法人（8.6%）が税額控除の証明を受けている。社団・財団の別の内訳は、公益社団法人が163法人（21.9%）、公益財団法人が580法人（78.1%）であり、8割近くが財団である。行政庁の区分別では、338法人（45.5%）が内閣府を行政庁とし、405法人（54.5%）が都道府県を行政庁としている。

1年間の活動実績がある法人として財務データの得られている5,484法人を基礎として税額控除の証明を受けた法人数の割合を試算すると、13.5%（5,484法人中743法人）となる。同様に、社団・財団の別では、公益社団法人が6.9%（2,349法人中163法人）、公益財団法人が18.5%（3,135法人中580法人）である。行政庁の区分別では、内閣府を行政庁とする法人で15.3%（2,207法人中338法人）、都道府県を行政庁とする法人で6.3%（6,421法人中405法人）である。

平成23年度の制度の導入以来、税額控除の証明を受けた公益法人の数は、毎年伸びてきている（図4-1-1）。

（注）いわゆるパブリックサポートテスト（PST）であり、法人の過去の実績において次の要件のいずれかを満たすことが必要である。

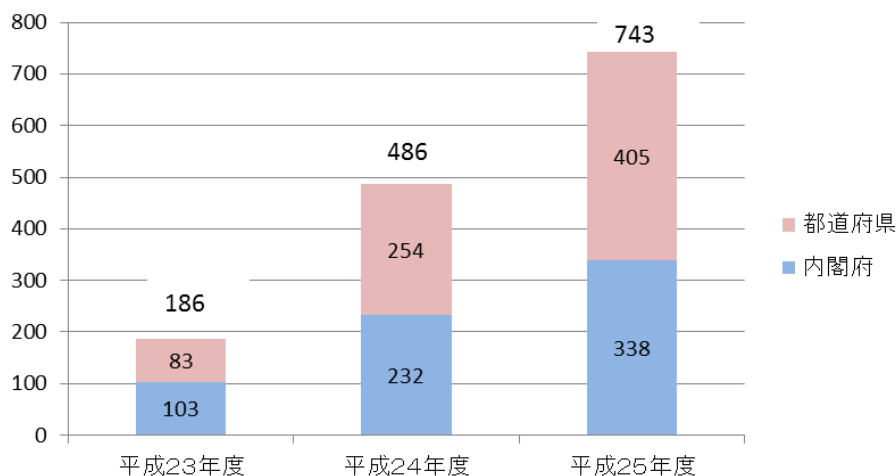
- 〈要件1〉実績判定期間における3,000円以上の寄附者数が1年当たり100人以上（絶対要件）
- 〈要件2〉実績判定期間における「受入寄附金総額／総収入額」が20%以上（相対要件）

表4-1-1 各年12月1日現在の税額控除対象法人数（社団・財団別）

		平成23年度	24年度	25年度
合計	合計	186	486	743
	社団	31	97	163
	財団	155	389	580
内閣府	合計	103	232	338
	社団	17	49	80
	財団	86	183	258
都道府県計	合計	83	254	405
	社団	14	48	83
	財団	69	206	322

（注）各年12月1日現在、公益認定等総合情報システム上で証明手続きが完了している法人数

図 4-1-1 各年 12 月 1 日現在の税額控除対象法人数



(注) 各年 12 月 1 日現在、公益認定等総合情報システム上で証明手続きが完了している法人数

2. 法人が支出する寄附金についての特例（法人税）

会社などの法人が特定公益増進法人に対して支出した寄附金については、一般寄附金の損金算入限度額とは別に、別枠の損金算入限度額が設けられている。両限度額を合算した額が損金算入の限度額となる（法人税法施行令 § 77 の 2）。

特別損金算入限度額	$(\text{所得金額の } 6.25\% + \text{資本金等の額の } 0.375\%) \times 1 / 2$
一般寄附金の損金算入限度額	$(\text{所得金額の } 2.5\% + \text{資本金等の額の } 0.25\%) \times 1 / 4$

3. 財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税の特例

個人が公益法人に対し財産の贈与又は遺贈をした場合において、その贈与又は遺贈が教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益増進に著しく寄与することなど一定の要件を満たすものとして国税庁長官の承認を受けたときは、譲渡所得等に係る所得税が非課税となる特例（注）が設けられている（租税特別措置法 § 40）。

(注) 当該贈与又は遺贈を受けた法人が、当該贈与又は遺贈から 2 年を経過した日までに当該財産を公益目的事業の用に直接供さなかったときは、承認は取り消され、課税対象となる。

第2節 公益法人自らに係る税制

1. 公益目的事業の非課税の特例（法人税）

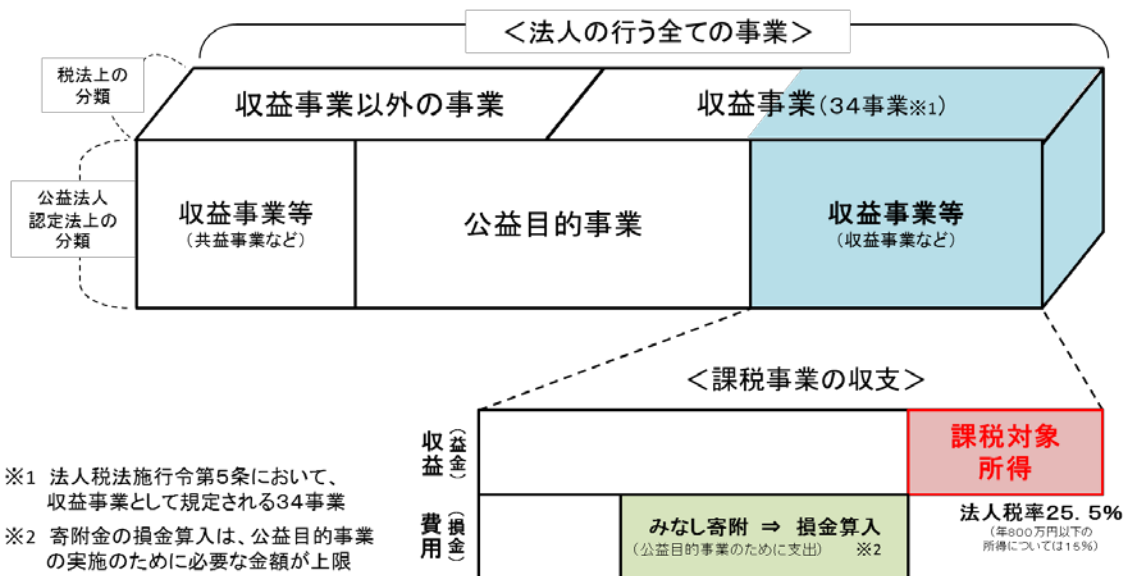
公益法人は、法人税法上の「収益事業」（34種類）から生じた所得のみに対して課税される。ただし、法人税法上の収益事業であっても、認定法上の公益目的事業として認定を受けた事業は非課税となる。法人税率は、25.5%（所得金額年800万円以下の金額は15%）となっている。

2. みなし寄附金の損金算入の特例（法人税）

公益法人は、その収益事業に属する資産のうちから自らが行う公益目的事業のために支出した金額をその収益事業に係る寄附金の額とみなして、損金算入することができる。

みなし寄附金がある場合、公益目的事業の実施のために必要な金額が寄附金の損金算入限度額とされている（法人税法 § 37④⑤、法人税法施行令 § 77 の3）。

【参考】公益法人が行う事業に対する課税関係のイメージ



3. 利子・配当等に係る所得税の非課税の特例（所得税）

公益法人については、法人が支払いを受ける一定の利子・配当等に係る源泉所得税は非課税とされている（所得税法 § 11①）。

第3節 消費税制上の特定収入に該当しない寄附金に係る特例措置

平成 25 年度の税制改正により、公益法人が募集する寄附金のうち、その全額を消費税制上の課税仕入れ以外の支出（助成費など）のためにのみ使用することや期間を限定して募集することなど、一定の要件を満たしていることについて当該寄附金の募集要項等で明らかにした上で、それらについて寄附金の募集を開始する前に行政庁の確認を受けた場合には、当該寄附金収入は消費税制上の特定収入に該当しないこととされた。

この税制改正以前は、その全額を助成に充てるために募集する寄附金であっても、総収入に占める寄附金収入の割合に応じて、その一部が消費税制上の課税仕入れに充てられたものとみなされ、実質的には、当該寄附金の一部に消費税が課されるのと同じ結果となっている。改正により、公益法人は、消費税を負担することなく当該確認を受けた寄附金の全額を助成費等に充てることのできることとなった（消費税法施行令 § 75）。この制度は、平成 26 年 4 月 1 日以降に募集を開始する寄附金から適用することができることとされた。

第4節 公益法人の寄附金収入に関する実態調査

内閣府は、平成25年9月、公益法人の寄附金収入に関し、税制上の措置の影響等の実態を把握することを目的として、平成20年度から24年度までに公益法人が受け入れた寄附金収入額、寄附件数等の調査を実施した。

調査時点の全公益法人8,515法人のうち3,987法人から回答を得た(表4-4-1)。回答率は46.8%である。回答を得た法人のうち税額控除対象法人は341法人であった。

調査によって、税額控除制度が導入された平成23年税制改正前後の寄附金収入額の増加の状況を比較すると、公益法人の寄附金収入は、税額控除制度の導入の時期を境に全体として大きく増加しているが、特に税額控除対象法人においてその伸びが著しい。また、税額控除制度導入前後の寄附金件数の増加率を比較すると、税額控除対象法人の方が個人寄附、法人寄附ともに増加率が高い、という結果が得られた。

平成20～22年度の3か年平均値と、平成23・24年度の2か年平均値を比較すると、個人からの寄附金の金額は、税額控除対象法人で約3倍(非税額控除対象法人では約2倍)であり、また個人からの寄附の件数は、税額控除対象法人で約3割増(非税額控除対象法人で約2割増)となっている(表4-4-2、表4-4-3)。(個々の法人が税額控除対象法人となった時点は様々であり、集計にはこの点を正確に反映できていないが、仮に正確に集計できたとすれば、増加傾向は一層顕著となった可能性もある。)

表4-4-1 回答法人数と税額控除対象法人の割合

	回答法人数 A	構成比	税額控除対象法人数 B	B/A
合計	3,987	100.0%	341	8.6%
社団	1,643	41.2%	84	5.1%
財団	2,251	56.5%	257	11.4%
内閣府	1,099	27.6%	149	13.6%
社団	395	9.9%	40	10.1%
財団	704	17.7%	109	15.5%
都道府県計	2,795	70.1%	192	6.9%
社団	1,248	31.3%	44	3.5%
財団	1,547	38.8%	148	9.6%

(注) 匿名回答の93法人があるため、回答法人数の合計(3,987)は、内訳を足したものと一致しない。

表 4-4-2 税額控除制度導入前後の寄附金収入額の増加率の比率

(法人当たり平均額・単位百万円)

	税額控除制度導入前 (平成20～22年度平均) A			税額控除制度導入後 (平成23・24年度平均) B			増加状況 B/A		
		うち 税額控除 対象法人	うち非 税額控除 対象法人		うち 税額控除 対象法人	うち非 税額控除 対象法人		うち 税額控除 対象法人	うち非 税額控除 対象法人
寄附金 収入計	71.9	254.6	54.6	94.6	386.3	66.9	131.5%	151.7%	122.8%
うち個人	13.1	38.8	10.7	28.7	114.1	20.5	218.3%	294.3%	192.4%
うち法人	53.5	163.6	43.0	64.9	262.6	46.1	121.1%	160.5%	107.1%
総収入	4,948.1	2,181.7	5283.2	5503.7	2540.3	5815.1	111.2%	116.4%	110.1%
寄附金 収入割合	1.45%	11.67%	1.03%	1.72%	15.21%	1.15%	[+0.27%]	[+3.54%]	[+0.12%]

(注) 表中の「年度」は、会計年度による。

表 4-4-3 税額控除制度導入前後の寄附件数の増加率の比率

(法人当たり件数)

	税額控除制度導入前 (平成20～22年度平均) A			税額控除制度導入後 (平成23・24年度平均) B			増加状況 B/A		
		うち 税額控除 対象法人	うち非 税額控除 対象法人		うち 税額控除 対象法人	うち非 税額控除対 象法人		うち 税額控除 対象法人	うち非 税額控除 対象法人
個人寄附	56.6	324.8	31.7	71.2	420.1	38.8	25.8%	29.3%	22.4%
法人寄附	26.1	122.9	17.0	31.7	181.9	17.7	21.5%	48.0%	4.1%

(注) 表中の「年度」は、会計年度による。

第5章 監督

行政庁は、公益法人の事業の適正な運営を確保するために必要な限度において、公益法人に対して立入検査及び報告徴収を行うことができる。また、認定法の定める公益認定基準への不適合、その他の法令違反等が疑われる場合には、必要な措置をとるべき旨の勧告を、次いで勧告に係る措置がとられないときは当該措置をとるべき旨の命令を行い、更には公益認定の取消しを行うことができる。

立入検査と報告徴収は、勧告、命令等の監督処分等に先行する調査のため法が定める手段である。立入検査と報告徴収の権限は、欠格事由に関するものを除き、法律で合議制の機関（内閣府にあっては、公益認定等委員会）に委任されている。

監督については、基本的に会計年度によりデータを整理している。

第1節 立入検査等

1. 立入検査

行政庁は、公益法人の事業の適正な運営を確保するために必要な限度において、その職員に、公益法人の事務所に立ち入り、その運営組織及び事業活動の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる（認定法 § 27 I）。

公益法人に対する立入検査について、内閣府では、平成 20 年 11 月 21 日に公表した「監督の基本的考え方」を踏まえ、概ね 3 年を目途に全ての法人に対する立入検査が一巡するスケジュールで実施することとするなどの原則的な考え方を示しており（平成 21 年 12 月 24 日内閣府「立入検査の考え方」）、都道府県に対しても、内閣府とできる限り同内容のものとなるよう要請している。これは、個別の必要に応じて実施するもののほか、立入検査を計画的に実施するという考え方である。

行政庁の立入検査の権限は、認定法第 6 条の欠格事由に関するものを除き、各行政庁の合議制の機関（内閣府にあっては、公益認定等委員会）に法律上委任されている（認定法 § 59）。このため、立入検査は原則、各合議制の機関の判断に基づき、その名前で行われる。

平成 20 年度から 25 年度（会計年度）の間に、全行政庁において延べ 2,173 件の認定法に基づく立入検査が行われている（表 5-1-1）。内訳は、内閣府実施分 197 件、都道府県実施分 1,976 件である。平成 24 年度末現在では公益法人になって 3 年を経過した法人はまだ少なく、立入検査の実施は、平成 24 年度から本格化しつつある。

表 5-1-1 年度別の立入検査実施件数

	計 A	平成 20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	22年度末 現在の法 人数 B	(A/B ×100)
合計	2,173	0	0	15	81	461	1,616	1,769	122.8
内閣府	197	0	0	6	12	28	151	656	30.0
都道府県計	1,976	0	0	9	69	433	1,465	1,113	177.5

(注) 1 表中の「年度」は、会計年度による。同一年度内に同一法人に対して複数回立入検査を行った場合は、それぞれ計上している。

2 立入検査実施率は、平成 20 年度から 25 年度までの立入検査の実施件数の計の平成 22 年度末現在の法人数に対する割合である。

2. 報告徴収

行政庁は、公益法人の事業の適正な運営を確保するために必要な限度において、当該公益法人に対し、その運営組織及び事業活動の状況に関し必要な報告を求めることができる（認定法 § 27 I、 § 59）。

行政庁が報告徴収を求める権限は、立入検査の権限と同様に、認定法第 6 条の欠格事由に関するものを除き、各行政庁の合議制の機関（内閣府にあっては、公益認定等委員会）に法律上委任されている（認定法 § 59）。このため、報告徴収は原則、各合議制の機関の判断に基づき、その名前で行われる。

平成 20 年度から 25 年度（会計年度）の間に、全行政庁において延べ 198 件の認定法に基づく報告徴収が行われている（表 5-1-2）。内訳は、内閣府実施分 54 件、都道府県実施分 144 件である。報告徴収の件数は、公益法人数の増加に伴い、平成 24 年度から増加の傾向が見られる。

表 5-1-2 年度別の報告徴収件数

	計	平成 20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
合計	198	0	0	5	7	52	134
内閣府	54	0	0	5	1	21	27
都道府県計	144	0	0	0	6	31	107

(注) 表中の「年度」は、会計年度による。同一年度内に同一法人に対して複数回報告徴収を行った場合は、それぞれ計上している。

内閣府による報告徴収計 54 件の主な内容を態様別に分類すると、次のとおりである。

- ① 法人組織のガバナンス面に対する指摘等組織運営に関するもの …… 18 件
- ② 法人の行っている事業内容に関するもの …… 7 件
- ③ 補助金等の取扱いについての改善方策等経理面に関するもの …… 25 件
- ④ その他（定期提出書類の提出遅延等） …… 4 件

都道府県による報告徴収計 144 件の主な内容を態様別に分類すると、次のとおりである。

- ① 法人組織のガバナンス面に対する指摘等組織運営に関するもの …… 49 件
- ② 法人の行っている事業内容に関するもの …… 39 件
- ③ 補助金等の取扱いについての改善方策等経理面に関するもの …… 50 件
- ④ その他（定期提出書類の提出遅延等） …… 6 件

第2節 勧告・命令・公益認定の取消し

1. 勧告

行政庁は、公益法人について、公益認定を取り消すことができる事由（認定法 § 29 II）に該当すると疑うに足りる相当な理由がある場合には、当該公益法人に対し、期限を定めて、必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる（同 § 28 I）。

平成 20 年度から 25 年度（会計年度）の間に、認定法に基づき、行政庁から公益法人に対して計 3 件の勧告が出されている（表 5 - 2 - 1）。3 件はいずれも内閣府が行ったものである。

行政庁が公益法人に対して勧告を行うには、1）合議制の機関（内閣府にあっては、公益認定等委員会）が行政庁に勧告を行い、それに基づいて行政庁が法人に対し勧告を行う場合（認定法 § 46）と、2）行政庁が合議制の機関に対し諮問・答申を経た後、行政庁が勧告を行う場合（同 § 43 I ②）とがある。

内閣府の 3 件の勧告は、いずれも公益認定等委員会から行政庁（内閣総理大臣）に対する勧告に基づいて行政庁が法人に対して行ったものであり、1）の手續によるものである。

表 5 - 2 - 1 年度別の勧告件数

	計	平成 20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
合計	3	0	0	0	0	0	3
内閣府	3	0	0	0	0	0	3
都道府県計	0	0	0	0	0	0	0

（注）表中の「年度」は、会計年度による。同一年度内に同一法人に対して複数回勧告を行った場合は、それぞれ計上している。

内閣府が行った 3 件の勧告の概要は、次のとおりである。

（公益財団法人全日本柔道連盟）

内閣府（内閣総理大臣）は、同法人に対して、①指導における暴力問題等一連の問題に対する対応について、認定法第 5 条第 2 号に定める「公益目的事業を行うのに必要な経理的基礎及び技術的能力」に欠けている疑いがあること、②一連の問題について、法人の執行部、理事会、監事、評議員会がそれぞれの職責を果たさず、法人法に定められた職務上の義務に違反している疑いがあることを理由に、平成 25 年 7 月 23 日に次のような内容の勧告を行った。

- (ア) 事業の実施に当たり、現場における競技者や指導者の生の声を聴き取る仕組みを設けること等を通じて、競技者等の育成・強化のための技術的能力及びこれに関連する経理的基礎を回復し、確立すること。また、問題の認められた助成金については速やかに返還の措置等を取るとともに不適正・不透明な会計慣行が再び発生することのないよう、再発防止策を徹底すること。
- (イ) 一連の事態について、執行部、理事会、監事、評議員会の各機関における責任の所在を明確にし、適切な措置を講ずること。あわせて、各機関が期待される責務を適切に果たし、法人としての自己規律を発揮することにより、公益認定を受けた法人として事業を適正に実施し得る体制を再構築すること。

(公益財団法人日本アイスホッケー連盟)

内閣府（内閣総理大臣）は、同法人に対して、法人の役員選任をめぐり、同法人の法人運営が法人法に基づいて適切に行われていない疑いがあることを理由に、平成 25 年 11 月 19 日に次のような内容の勧告を行った。

評議員会における役員の選任結果に基づき、速やかに旧体制から新体制への業務引継ぎを行い、法人の業務を適切に執行する体制を速やかに確立すること。

また、役員変更の登記及び行政庁（内閣総理大臣）への届出を遅滞なく行うこと。

(公益社団法人全日本テコンドー協会)

内閣府（内閣総理大臣）は、同法人に対して、社員総会における社員の議決権の行使が、法人法の規定に反して制約されている疑いがあることを理由に、平成 25 年 12 月 10 日に次のような内容の勧告を行った。

法人法第 48 条の規定に適合するよう、社員総会において全ての社員の議決権の行使を認めること。

また、法人の賞罰規程につき必要な措置を講じること。

2. 命令

行政庁は、勧告を受けた公益法人が、正当な理由がなく、その勧告に係る措置をとらなかったときは、当該公益法人に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる（認定法 § 28Ⅲ）。

行政庁が公益法人に対して命令を行う場合、勧告の場合と同様、1) 合議制の機関（内閣府にあっては、公益認定等委員会）が行政庁に勧告を行い、それに基づいて行政庁が法人に対し命令を行う場合（認定法 § 46）と、2) 行政庁が合議制の機関に対し諮問・答申を経た後、行政庁が命令を行う場合（同 § 43 I ②）とがある。

平成 20 年度から 25 年度（会計年度）の間に、行政庁が公益法人に対して行った命令はなかった（表 5-2-2）。

表5-2-2 年度別の命令件数

	計	平成 20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
合計	0	0	0	0	0	0	0
内閣府	0	0	0	0	0	0	0
都道府県計	0	0	0	0	0	0	0

(注) 表中の「年度」は、会計年度による。

3. 公益認定の取消し

行政庁は、公益法人が次のいずれかに該当するときは、その公益認定を取り消さなければならない（認定法 § 29 I）。これが必要的取消事由である。

- ① 認定法に定める欠格事由に該当するに至ったとき。
- ② 偽りその他不正の手段により公益認定、変更の認定、合併の認可を受けたとき。
- ③ 正当な理由がなく、行政庁の行った命令（同 § 28 III）に従わないとき。
- ④ 公益法人から公益認定の取消しの申請があったとき。

また、行政庁は、公益法人が次のいずれかに該当するときは、その公益認定を取り消すことができる（認定法 § 29 II）。これが裁量的取消事由である。

- ① 公益法人が、認定法に定める公益認定の基準に適合しなくなったとき。
- ② 認定法の公益法人の事業活動等の規定を遵守していないとき。
- ③ 法令又は法令に基づく行政機関の処分に違反したとき。

平成 20 年度から 25 年度（会計年度）の間に、行政庁が行った公益認定の取消しはなかった（表 5-2-3）。

表5-2-3 年度別の公益認定の取消し件数

	計	平成 20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
合計	0	0	0	0	0	0	0
内閣府	0	0	0	0	0	0	0
都道府県計	0	0	0	0	0	0	0

(注) 表中の「年度」は、会計年度による。

補章 1 移行法人の概況

「移行法人」とは、行政庁から移行認可を受けて特例民法法人から一般法人に移行した法人のうち、移行時に純資産相当額があり、公益目的支出計画を実施中の法人をいう。移行法人は一般法人であり、「公益目的支出計画の履行を確保するために必要な範囲内」において移行認可を行った行政庁が監督を行う。

第 1 節 法人数等

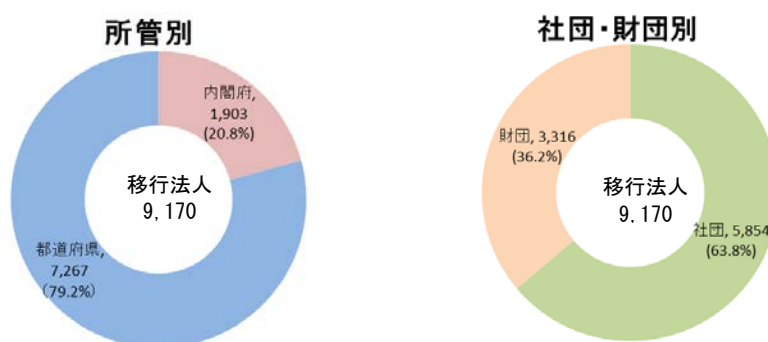
1. 移行法人数

移行期間の 5 年間に移行認可を受けた特例民法法人は計 9,570 法人であり、このうち、純資産相当額（注）があり、公益目的支出計画の作成が必要とされた法人は 9,527 法人である（純資産相当額が 0 円以下であることから同計画の作成が不要とされた法人は 43 法人）。この 9,527 法人のうち 349 法人は、平成 25 年 12 月 1 日までに既に同計画の実施を完了したことについて行政庁から確認を得ている。このほか、一般法人に移行した後、移行期間中に公益認定を受けて公益法人となった法人が 3 法人、解散した法人が 5 法人あるため、同日現在の移行法人数は、計 9,170 法人（9,570 法人の 95.8%）となっている。

社団・財団の別の内訳は、社団法人が 5,854 法人（63.8%）、財団法人が 3,316 法人（36.2%）である。行政庁の区分別では、1,903 法人（20.8%）が内閣府を行政庁としており、7,267 法人（79.2%）が都道府県を行政庁としている（図 6-1-1、表 6-1-1）。

（注）「公益目的財産額」のこと。後掲の本節 2.（2）の本文注参照

図 6-1-1 行政庁別及び社団・財団別の移行法人数



（注）平成 25 年 12 月 1 日現在

表 6-1-1 行政庁別及び社団・財団別の移行法人数とその割合

	計	一般社団法人	一般財団法人
合計	[100.0%] 9,170 (100.0%)	5,854 (63.8%)	3,316 (36.2%)
内閣府	[20.8%] 1,903 (100.0%)	1,065 (56.0%)	838 (44.0%)
都道府県計	[79.2%] 7,267 (100.0%)	4,789 (65.9%)	2,478 (34.1%)

(注) 平成 25 年 12 月 1 日現在

表 6-1-2 各年 12 月 1 日時点の移行法人数

		平成20年	21年	22年	23年	24年	25年
合計	計	0	19	141	794	3,708	9,170
	社団	0	6	62	393	2,292	5,854
	財団	0	13	79	401	1,416	3,316
内閣府	計	0	8	58	329	1,123	1,903
	社団	0	3	29	162	616	1,065
	財団	0	5	29	167	507	838
都道府県計	計	0	11	83	465	2,585	7,267
	社団	0	3	33	231	1,676	4,789
	財団	0	8	50	234	909	2,478

(注) 各年 12 月 1 日現在

2. 移行認可の申請とその処理

(1) 移行認可の申請

移行期間の 5 年間に於ける移行認可の申請件数は、計 12,037 件である（表 6-1-3）。内訳は、特例社団法人からの申請が 7,470 件（62.1%）、特例財団法人からの申請が 4,567 件（37.9%）である。行政庁の区分別では、内閣府に対する申請が 2,413 件（20.0%）、都道府県に対する申請が 9,624 件（80.0%）である。

年度別に見ると、平成 23 年度の 5,403 件、24 年度の 3,787 件、22 年度の 2,367 件が多く、平成 23 年度の申請件数は 5 年間の全申請件数の半数に近い（44.9%）。これら 3 年度の計（11,557 件）は全申請件数の 96.0%であり、移行認可の申請は、移行期間後半の 3 年間に集中している。

なお、移行期間内は、移行認定と移行認可を同時に申請することはできなかった（整備法 § 99 II、 § 115 II）が、当初申請の取下げ後や申請を認めない旨の処分を受けた後に再申請することにより、同一法人が複数回申請する場合があるため、申請件数は申請法人の実数と一致しない。

表 6 - 1 - 3 年度別の移行認可申請件数（社団・財団別）

		移行期間計	平成20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
合計	計	12,037	88	392	2,367	5,403	3,787
	社団	7,470	35	195	1,500	3,599	2,141
	財団	4,567	53	197	867	1,804	1,646
内閣府	計	2,413	59	182	845	941	386
	社団	1,378	24	101	497	557	199
	財団	1,035	35	81	348	384	187
都道府県計	計	9,624	29	210	1,522	4,462	3,401
	社団	6,092	11	94	1,003	3,042	1,942
	財団	3,532	18	116	519	1,420	1,459

(注) 1 表中の「年度」は、各年12月1日から翌年11月30日までを指す。

2 同一法人が複数回申請を行った場合は、それぞれ計上している。

(2) 認可処分

移行期間の5年間に行政庁が行った移行認可の処分件数は9,570件である（表6-1-4）。内訳は、一般社団法人に移行する移行認可が6,154件（64.3%）、一般財団法人に移行する移行認可が3,416件（35.7%）である。行政庁の区分別では、内閣府が2,026件（21.2%）、都道府県が7,544件（78.8%）である。

年度別に見ると、平成24年度の5,750件、23年度の2,995件が多く、両年度の計（8,745件）は、5年間の全件数の9割以上（91.4%）となっている。

なお、移行認可時に「公益目的財産額」（注）が0円以下であるとして公益目的支出計画の作成が不要とされた法人は、計43法人（全体9,570件の0.4%）であった。

(注) 法人の貸借対照表上の純資産額を基礎として、土地や有価証券を時価評価する等の一定の調整を行い、算定した額をいう（整備法 § 119 I、整備法施行規則 § 14）。

表6-1-4 年度別の移行認可処分件数（社団・財団別）

		移行期間計			平成20年度			21年度		
		移行認可	計画作成	計画作成せず	移行認可	計画作成	計画作成せず	移行認可	計画作成	計画作成せず
合計	合計	9,570	9,527	43	21	21	0	127	127	0
	社団	6,153	6,118	35	7	7	0	61	61	0
	財団	3,417	3,409	8	14	14	0	66	66	0
内閣府	合計	2,026	2,017	9	9	9	0	54	54	0
	社団	1,171	1,163	8	4	4	0	30	30	0
	財団	855	854	1	5	5	0	24	24	0
都道府県計	合計	7,544	7,510	34	12	12	0	73	73	0
	社団	4,982	4,955	27	3	3	0	31	31	0
	財団	2,562	2,555	7	9	9	0	42	42	0

		22年度			23年度			24年度		
		移行認可	計画作成	計画作成せず	移行認可	計画作成	計画作成せず	移行認可	計画作成	計画作成せず
合計	合計	677	670	7	2,995	2,983	12	5,750	5,726	24
	社団	347	341	6	1,971	1,960	11	3,767	3,749	18
	財団	330	329	1	1,024	1,023	1	1,983	1,977	6
内閣府	合計	279	278	1	824	822	2	860	854	6
	社団	138	138	0	482	480	2	517	511	6
	財団	141	140	1	342	342	0	343	343	0
都道府県計	合計	398	392	6	2,171	2,161	10	4,890	4,872	18
	社団	209	203	6	1,489	1,480	9	3,250	3,238	12
	財団	189	189	0	682	681	1	1,640	1,634	6

(注) 1 表中の「年度」は、各年12月1日から翌年11月30日までを指す。

2 表中の「計画」は、公益目的支出計画を指す。

(3) 不認可処分

特例民法法人が移行認可を申請し、移行期間内に不認可となった場合は、特例民法法人にとどまる（移行期間内であれば、移行認定又は移行認可を再度申請することができる）（注）。

移行期間の5年間に、移行認可の申請に対して行政庁が不認可の処分を行った事案はなかった（表6-1-5）。

(注) 移行期間満了後に不認可となった場合には、その通知を受けた日に解散したものとみなされる（整備法 § 121 II、 § 110）。

表6-1-5 年度別の不認可件数

	移行期間計	平成20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
合計	0	0	0	0	0	0
内閣府	0	0	0	0	0	0
都道府県計	0	0	0	0	0	0

(注) 表中の「年度」は、各年12月1日から翌年11月30日までを指す。

(4) 申請の取下げ等

移行認可の申請を法人が自ら取り下げた件数は、移行期間の5年間で計357件である(表6-1-6)。行政庁の区分別に内訳を見ると、内閣府に対する申請が92件、都道府県に対する申請が265件である。

申請に対する処分を受ける前であれば、申請を取り下げることはいつでも可能である(注)ため、取下げの時点は様々である。

このほか、申請が形式上の要件を具備しないため、行政手続法第7条に基づき行政庁が申請を拒否した件数は、移行期間の5年間に内閣府の1件である。

(注) 特例民法法人が移行認可を申請し、その申請を移行期間内に取り下げた場合は、申請法人は特例民法法人にとどまるので、移行期間内であれば、移行認定又は移行認可を再度申請することができる。移行期間満了後に、審査中の移行認可の申請を申請法人が取り下げた場合には、移行期間満了の日に遡って特例民法法人として解散したものとみなされる。移行認可の申請を拒否された場合も同様である。

表6-1-6 年度別の移行認可申請の取下げ等の件数

	移行期間計	平成20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
合計	1/357	16	39	84	99	1/119
内閣府	1/92	8	18	21	24	1/21
都道府県計	265	8	21	63	75	98

(注) 1 表中の「年度」は、各年12月1日から翌年11月30日までを指す。

2 表中各欄の「/」の前の数字は拒否処分の件数を、後の数字は取下げの件数を示す。

3. 法人数の変動等

移行期間満了後、移行法人数は、審査中の法人が移行認可を受け、公益目的支出計画を作成し同計画に基づく支出義務が開始することで増加し、同計画の実施を完了したことの確認を行政庁から受けることで減少するのが基本である。

このほか、移行法人が公益認定を受けて又は合併することにより公益法人に移行する場合には、公益目的支出計画が完了したものとみなされる。移行法人の合併によって存続又は新設される法人が通常的一般法人である場合には、公益目的支出計画の義務は存続又は新設される法人に引き継がれる。合併による移行法人の減少数は、合併しようとする法人数によっても変わる。

解散の場合には、残余財産のうち公益目的財産残額相当額を類似目的の他の公益法人等に帰属させなければならない。

表 6-1-7 年度別の移行法人減少数（社団・財団別、減少事由別）

		移行期間計	平成20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
合計	計	357	2	5	17	69	264	
	社団	264	1	5	10	61	187	
	財団	93	1	0	7	8	77	
行政庁別	内閣府	計	114	1	4	7	28	74
		社団	98	1	4	5	26	62
		財団	16	0	0	2	2	12
	都道府県計	計	243	1	1	10	41	190
		社団	166	0	1	5	35	125
		財団	77	1	0	5	6	65

		移行期間計	平成20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
減少事由別	計画完了	349	2	5	17	69	256
	計画みなし完了	3	0	0	0	0	3
	解散	5	0	0	0	0	5
	合併	0	0	0	0	0	0

（注）表中の「年度」は、各年12月1日から翌年11月30日までを指す。

（1）公益目的支出計画の完了

移行期間の5年間に公益目的支出計画を作成して移行認可を受けた計9,523法人のうち、同期間内に公益目的支出計画の実施を完了し、行政庁の確認を得たもの（以下「支出計画完了法人」という。）（注）は、349法人である（表6-1-8）。社団・財団別の内訳は、一般社団法人260法人（74.4%）、一般財団法人89法人（25.6%）である。行政庁の区分別では、内閣府を行政庁とする法人が113法人（32.4%）、都道府県を行政庁とする法人が236法人（67.6%）である。

移行法人が申請により公益認定を受けた場合、又は移行法人の合併により新設され若しくは存続することとなる法人が公益法人である場合には、法の規定により公益目的支出計画は完了したものとみなされる（整備法132Ⅰ、§126Ⅴ）。移行期間の5年間にこの規定の適用を受けた法人（以下「支出計画みなし完了法人」という。）は計3法人であり、いずれも公益認定を受けたものである。社団・財団別の内訳は、一般社団法人2法人、一般財団法人1法人である。行政庁の区分別では、内閣府を行政庁とする法人が1法人、都道府県を行政庁とする法人が2法人である。

（注）移行認可を受けた後、公益目的財産額の確定手続の段階で同財産額が0円以下となった法人もここに含む（移行認可の申請後も特例民法法人は事業活動を継続しており、移行申請の際に用いた決算書類の事業年度と移行後の財産額確定時点までの間には1事業年度以上が経過することが通常であるので、それに応じて財産額が変動する。）。

表6-1-8 年度別の支出計画完了等法人数（社団・財団別）

		移行期間計			平成20年度			21年度		
		計	計画完了	みなし完了	計	計画完了	みなし完了	計	計画完了	みなし完了
合計	合計	352	349	3	2	2	0	5	5	0
	社団	262	260	2	1	1	0	5	5	0
	財団	90	89	1	1	1	0	0	0	0
内閣府	合計	114	113	1	1	1	0	4	4	0
	社団	98	97	1	1	1	0	4	4	0
	財団	16	16	0	0	0	0	0	0	0
都道府県計	合計	238	236	2	1	1	0	1	1	0
	社団	164	163	1	0	0	0	1	1	0
	財団	74	73	1	1	1	0	0	0	0

		22年度			23年度			24年度		
		計	計画完了	みなし完了	計	計画完了	みなし完了	計	計画完了	みなし完了
合計	合計	17	17	0	69	69	0	259	256	3
	社団	10	10	0	61	61	0	185	183	2
	財団	7	7	0	8	8	0	74	73	1
内閣府	合計	7	7	0	28	28	0	74	73	1
	社団	5	5	0	26	26	0	62	61	1
	財団	2	2	0	2	2	0	12	12	0
都道府県計	合計	10	10	0	41	41	0	185	183	2
	社団	5	5	0	35	35	0	123	122	1
	財団	5	5	0	6	6	0	62	61	1

(注) 平成25年12月1日時点までの状況

(2) 合併・解散等

移行法人は、移行法人の合併及び解散により減少する。

移行法人の合併の場合、合併後に新設され又は存続することとなる法人が公益法人以外のときは、公益目的支出計画の義務は、新設又は存続する法人に引き継がれる（整備法 § 126Ⅲ、Ⅳ）。

解散の場合には、清算手続において残余財産のうち公益目的財産残額相当額を行政庁の承認を受けて類似目的の他の公益法人等に帰属させなければならない（整備法 § 130）。

このほか、行政庁による移行認可の取消しもあり得るが、不正の手段により認可を受けた場合等に限られる（整備法 § 131）（注）。

移行期間の5年間に解散した移行法人が5法人あった（表6-1-9）。合併と取消しに該当する移行法人はなかった。

(注) 移行期間満了後に移行認可の取消しを受けた場合は、その通知を受けた日に解散したものとみなされる（整備法 § 131Ⅳ）。

表 6-1-9 年度別の解散届出件数

	移行期間計	平成20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
合計	0	0	0	0	0	0
内閣府	0	0	0	0	0	0
都道府県計	5	0	0	0	0	5

(注) 平成 25 年 12 月 1 日時点までの状況

(3) 移行認可を受けた法人総数に対する割合

移行認可を受けた法人のうち、移行期間満了時点において次に該当した法人（法令上公益目的支出計画の実施義務が課せられていない法人）は、計 400 法人である。社団・財団別の内訳は、一般社団法人 299 法人（74.8%）、一般財団法人 101 法人（25.3%）である。

- ① 公益目的財産額がなく移行認可の際に公益目的支出計画の作成が不要とされた特例民法法人 計 43 法人（一般社団法人 35、一般財団法人 8）
- ② 支出計画完了法人 計 349 法人（一般社団法人 260、一般財団法人 89）
- ③ 支出計画みなし完了法人 計 3 法人（一般社団法人 2、一般財団法人 1）
- ④ 合併・解散等により減少した移行法人 計 5 法人（一般社団法人 2、一般財団法人 3）

移行認可を受けた総数（9,570 特例民法法人）に対する 400 法人の割合は、4.2%である（表 6-1-10）。

表 6-1-10 移行認可を受けた法人数

	移行認可を受けた法人			支出計画完了等法人			支出計画実施中の法人		
	計	社団法人数	財団法人数	計	社団法人数	財団法人数	計	社団法人数	財団法人数
合計	9,570 (100.0%)	6,153 (100.0%)	3,417 (100.0%)	400 (4.2%)	299 (4.9%)	101 (3.0%)	9,170 (95.8%)	5,854 (95.1%)	3,316 (97.0%)
内閣府	2,026 (100.0%)	1,171 (100.0%)	855 (100.0%)	123 (6.1%)	106 (9.1%)	17 (2.0%)	1,903 (93.9%)	1,065 (90.9%)	838 (98.0%)
都道府県計	7,544 (100.0%)	4,982 (100.0%)	2,562 (100.0%)	277 (3.7%)	193 (3.9%)	84 (3.3%)	7,267 (96.3%)	4,789 (96.1%)	2,478 (96.7%)

(注) 1 平成 25 年 12 月 1 日現在

- 2 表中「支出計画完了等法人」とは、移行認可を受けた法人のうち、法令上公益目的支出計画の実施義務が課せられていない法人（本文参照）を指す。

第2節 公益目的財産残額等

公益目的財産残額等については、過去1年間の移行法人による公益目的財産額の確定手続又は公益目的支出計画実施報告書の内容に基づく。平成25年12月1日時点の公益認定等総合情報システム上の入力確認済みデータを基に集計し、取りまとめている。

1. 公益目的財産残額

移行法人は、貸借対照表の純資産額を基礎として算定した「公益目的財産額」(注)を「公益目的支出計画」により費消し、その残額(公益目的財産残額)が計算上0円以下になる(支出計画の完了)まで実施する必要がある(整備法§119、§123 I)。この間、移行法人は、毎事業年度の終了後3か月以内に、行政庁に公益目的支出計画実施報告書を提出することとされている(同§127)。

「公益目的財産額」は、移行認可を受けた後、移行日の前日時点で作成した貸借対照表に基づき確定する。平成25年12月1日時点の9,171移行法人のうち、同日までに3,366法人の「公益目的財産額」の確定が済んでいる。

(注) 法人の貸借対照表上の純資産額を基礎として、土地や有価証券を時価評価する等の一定の調整を行い、算定する(整備法§119 I、整備法施行規則§14)。

表6-2-1 公益目的財産残額規模別の法人数(社団・財団別)

		法人数	財産残額計 (百万円)	平均値 (百万円)	中央値 (百万円)	1千万 円未満	1千万円以上 5千万円未満	5千万円以上 1億円未満	1億円以上 5億円未満	5億円以上 10億円未満	10億円 以上
合計	計	3,366 (100.0%)	2,841,219	844	97	536 (15.9%)	745 (22.1%)	424 (12.6%)	941 (28.0%)	284 (8.4%)	436 (13.0%)
	社団	2,052 (100.0%)	819,700	399	48	477 (23.2%)	562 (27.4%)	270 (13.2%)	494 (24.1%)	125 (6.1%)	124 (6.0%)
	財団	1,314 (100.0%)	2,021,518	1,538	252	59 (4.5%)	183 (13.9%)	154 (11.7%)	447 (34.0%)	159 (12.1%)	312 (23.7%)
内閣府	計	1,065	2,007,640	1,885		110	158	120	271	132	274
	社団	570	508,160	892		99	127	81	158	42	63
	財団	495	1,499,479	3,029		11	31	39	113	90	211
都道府県計	計	2,301	833,579	362		426	587	304	670	152	162
	社団	1,482	311,540	210		378	435	189	336	83	61
	財団	819	522,039	637		48	152	115	334	69	101

(注) 過去1年間の公益目的財産額の確定手続又は公益目的支出計画実施報告書(平成25年12月1日時点の入力確認済みデータ)による。

3,366移行法人の公益目的財産額の総額は計2兆8,412億円であり、1法人当たりの公益目的財産額の平均値は8億4,400万円、中央値は9,700万円である(表6-2-1)。社団・財団の別に見ると、社団法人(2,052法人)の公益目的財産額の平均値は3億9,900万円、中央値は4,800万円であり、財団法人

(1,314 法人) の平均値は 15 億 3,800 万円、中央値は 2 億 5,200 万円である。平均値は財団が社団の約 4 倍、中央値は約 5 倍となっている。

2. 年間公益目的支出額

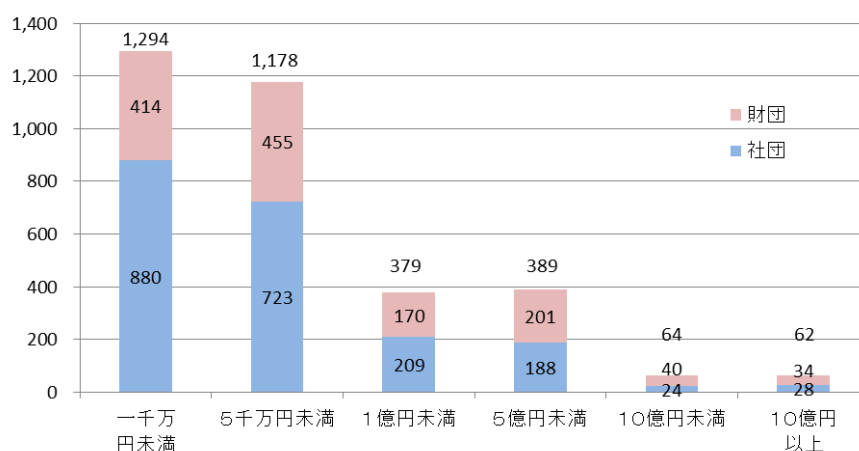
「公益の目的のために支出する」ものとして公益目的支出計画の支出の対象となる事業等には 3 種類ある（整備法 § 119Ⅱ）。公益目的財産額を有する法人は、移行認可の申請の際に、これら 3 種類の事業等により公益目的支出計画を作成し、行政庁から移行認可を受ける必要がある。

- ① 公益目的事業 公益法人の公益目的事業の基準に適合する同等内容の事業
- ② 特定寄附 公益法人の清算の際の残余財産の贈与先の範囲として認定法が定める公益法人等に対する寄附
- ③ 継続事業 特例民法法人の時から継続して行っている事業のうち、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものとして認められる事業

公益目的財産額の確定手続が完了している 3,366 移行法人の年間公益目的支出額を見ると、年間公益目的支出額が 1 千万円未満の法人が 1,294 法人で全体の約 4 割（38.4%）を占め、5 千万円未満の法人が計 2,472 法人で、全体の 4 分の 3 近く（73.4%）を占めている（図 6-2-1）。

3,366 移行法人による年間公益目的支出の総額は計 5,041 億円、1 法人当たりの年間公益目的支出額の平均値は 1 億 5,000 万円、中央値は 1,600 万円である（表 6-2-2）。社団・財団の別に見ると、社団法人（2,052 法人）の年間公益目的支出額の平均値は 9,600 万円、中央値は 1,300 万円であり、財団法人（1,314 法人）の平均値は 2 億 3,400 万円、中央値は 2,300 万円である。平均値、中央値ともに財団が社団の 2 倍前後となっている。

図 6-2-1 年間公益目的支出額の規模別の法人数（社団・財団別）



（注）過去 1 年間の公益目的財産額の確定手続又は公益目的支出計画実施報告書（平成 25 年 12 月 1 日時点の入力確認済みデータ）による。

表6-2-2 年間の公益目的支出額の規模別の法人数（社団・財団別）

		法人数	支出額計 (百万円)	平均値 (百万円)	中央値 (百万円)	1千万 円未満	1千万以上 5千万円未満	5千万円以上 1億円未満	1億円以上 5億円未満	5億円以上 10億円未満	10億円 以上
合計	計	3,366 (100.0%)	504,137	150	16	1,294 (38.4%)	1,178 (35.0%)	379 (11.3%)	389 (11.6%)	64 (1.9%)	62 (1.8%)
	社団	2,052 (100.0%)	196,111	96	13	880 (42.9%)	723 (35.2%)	209 (10.2%)	188 (9.2%)	24 (1.2%)	28 (1.4%)
	財団	1,314 (100.0%)	308,026	234	23	414 (31.5%)	455 (34.6%)	170 (12.9%)	201 (15.3%)	40 (3.0%)	34 (2.6%)
内閣府	計	1,065	355,403	334		161	400	189	235	39	41
	社団	570	129,624	227		91	235	105	108	13	18
	財団	495	225,779	456		70	165	84	127	26	23
都道府県計	計	2,301	148,734	65		1,133	778	190	154	25	21
	社団	1,482	66,487	45		789	488	104	80	11	10
	財団	819	82,247	100		344	290	86	74	14	11

(注) 過去1年間の公益目的財産額の確定手続又は公益目的支出計画実施報告書（平成25年12月1日時点の入力確認済みデータ）による。

3. 公益目的支出計画の完了予定時期

公益目的財産額の確定手続が完了している3,366移行法人の公益目的支出計画の計画完了予定時期を見ると、全体の4分の3近く（74.1%）に当たる2,494法人が、平成50年度以前（移行期間の満了から25年間に相当）に計画完了を予定していることが分かる（表6-2-3）。

表6-2-3 移行法人の公益目的支出計画の完了予定時期（社団・財団別）

		法人数	平成30年度 以前	31年度～ 35年度	36年度～ 40年度	41年度～ 45年度	46年度～ 50年度	51年度 以降
合計	計	3,366 (100.0%)	1,165 (34.6%)	529 (15.7%)	370 (11.0%)	226 (6.7%)	204 (6.1%)	872 (25.9%)
	社団	2,052 (100.0%)	931 (45.4%)	374 (18.2%)	228 (11.1%)	107 (5.2%)	91 (4.4%)	321 (15.6%)
	財団	1,314 (100.0%)	234 (17.8%)	155 (11.8%)	142 (10.8%)	119 (9.1%)	113 (8.6%)	551 (41.9%)
内閣府	計	1,065	441	145	112	61	70	236
	社団	570	356	89	55	19	17	34
	財団	495	85	56	57	42	53	202
都道府県計	計	2,301	724	384	258	165	134	636
	社団	1,482	575	285	173	88	74	287
	財団	819	149	99	85	77	60	349

(注) 過去1年間の公益目的財産額の確定手続又は公益目的支出計画実施報告書（平成25年12月1日時点の入力確認済みデータ）による。

4. 変更認可

移行法人は、公益目的支出計画の変更（軽微な変更を除く。）をしようとするときは、行政庁の認可を受けなければならない（整備法 § 125 I）。変更認可が必要な場合は、公益目的支出額が見込みを下回り、実施事業収入額が見込みを上回るなどにより、公益目的支出計画が完了予定日に完了しなくなることが見込まれる場合等である（整備法施行規則 § 35）。

公益目的支出計画の軽微な変更は届出事項である（整備法 § 125 III）。合併や解散をしたとき等も行政庁に届け出ることとされている（同 § 125 III、 § 126）。

移行期間の5年間における変更認可の処分件数は、計 86 件である（表 6-2-4）。内訳は、一般社団法人が 40 件（46.5%）、一般財団法人が 46 件（53.5%）である。行政庁の区別では、内閣府が 44 件（51.2%）、都道府県が 42 件（48.8%）となっている。

年度別に見ると、平成 24 年度が 53 件で、5 年間の全件数の半数以上（61.6%）になっている。

表 6-2-4 年度別の変更認可件数（社団・財団別）

		移行期間計	平成 20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
合計	計	86	0	1	9	23	53
	社団	40	0	0	4	9	27
	財団	46	0	1	5	14	26
内閣府	計	44	0	0	8	13	23
	社団	20	0	0	4	5	11
	財団	24	0	0	4	8	12
都道府県計	計	42	0	1	1	10	30
	社団	20	0	0	0	4	16
	財団	22	0	1	1	6	14

（注）表中の「年度」は、各年 12 月 1 日から翌年 11 月 30 日までを指す。

第3節 監督

移行法人に対しては、移行認可を行った行政庁が監督を行うが、その範囲は法律で「公益目的支出計画の履行を確保するために必要な範囲内」とされている。行政庁は、この範囲内で、立入検査及び報告徴収を行うことができる。また、正当な理由がなく公益目的支出計画の支出を行わないなどの場合には必要な措置をとるべき旨の勧告を、正当な理由なく勧告に係る措置をとらない場合には当該措置をとるべき旨の命令を行うことができる。

1. 報告及び検査

立入検査と報告徴収は、勧告、命令という監督処分等に先行する調査のため法が定める手段である。立入検査と報告徴収の権限は、法律で合議制の機関（内閣府にあっては、公益認定等委員会）に委任されている（注）。

（注）公益法人に対する報告徴収及び立入検査の権限は、欠格事由に関するものは合議制の機関への委任の範囲から除外されているが、移行法人については、欠格事由の定めがないため、全面的に合議制の機関に委任されている（整備法 § 143）。

（報告徴収）

行政庁は、移行法人が次のいずれかに「該当すると疑うに足りる相当な理由があるとき」（注）は、移行法人に対し、業務若しくは財産の状況に関し報告を求めることができる（整備法 § 128 I）。

- ① 正当な理由なく公益目的支出計画に定める支出をしないこと。
- ② 各事業年度ごとの公益目的のための支出が公益目的支出計画の計画額に比して著しく少ないこと。
- ③ 純資産額が公益目的財産残額よりも著しく少なく、将来における公益目的支出計画の実施に支障が生ずるおそれがあること。

平成 20 年度から 25 年度（会計年度）の間に、全行政庁で延べ 7 件の報告徴収が行われている（表 6-3-1）。7 件はいずれも都道府県が行ったものである。

（注）公益法人の場合、報告徴収の発動要件は「公益法人の事業の適正な運営を確保するために必要な限度において」とされており、移行法人の場合に比べて広い（認定法 § 27 I）。立入検査も同様である。

表 6-3-1 年度別の報告徴収件数

	計	平成20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
合計	7	0	0	0	0	3	4
内閣府	0	0	0	0	0	0	0
都道府県計	7	0	0	0	0	3	4

(注) 表中の「年度」は、会計年度による。同一年度内に同一法人に対して複数回報告徴収を行った場合は、それぞれ計上している。

(立入検査)

行政庁は、報告徴収と同じ要件の下、その職員に移行法人の事務所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる（整備法 § 128 I）。

平成 20 年度から 25 年度（会計年度）の間に、全行政庁で延べ 3 件の立入検査が行われている（表 6-3-2）。3 件はいずれも都道府県が行ったものである。

表 6-3-2 年度別の立入検査実施件数

	計	平成20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
合計	3	0	0	0	1	2	0
内閣府	0	0	0	0	0	0	0
都道府県計	3	0	0	0	1	2	0

(注) 1 表中の「年度」は、会計年度による。同一年度内に同一法人に対して複数回立入検査を行った場合は、それぞれ計上している。

2. 勧告及び命令

行政庁が移行法人に対して勧告又は命令を行うには、1) 合議制の機関（内閣府にあっては、公益認定等委員会）が行政庁に勧告を行い、それに基づいて行政庁が法人に対し勧告又は命令を行う場合（整備法 § 136 I）と、2) 行政庁が合議制の機関に対し諮問・答申を経た後、行政庁が命令を行う場合とがある（同 § 133 III ②）。

(勧告)

行政庁は、移行法人が次のいずれかに「該当すると認めるとき」（注）は、移行法人に対し、期限を定めて、必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる（整備法 § 129 I）。

- ① 正当な理由なく公益目的支出計画に定める支出をしないこと。
- ② 各事業年度ごとの公益目的のための支出が公益目的支出計画の計画額に比

して著しく少ないこと。

- ③ 純資産額が公益目的財産残額よりも著しく少なく、将来における公益目的支出計画の実施に支障が生ずるおそれがあること。

平成 20 年度から 25 年度（会計年度）の間に、行政庁が移行法人に対して行った勧告は、都道府県による 1 件である（表 6－3－3）。

（注）公益法人に対する勧告の発動要件は、公益認定の裁量的取消要件のいずれかに「該当すると疑うに足りる相当な理由がある場合」とされている（認定法 § 28 I）。

表 6－3－3 年度別の勧告件数

	計	平成20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
合計	1	0	0	0	0	1	0
内閣府	0	0	0	0	0	0	0
都道府県計	1	0	0	0	0	1	0

（注）表中の「年度」は、会計年度による。（同一年度内に同一法人に対して複数回勧告を行った場合は、それぞれ計上している。）

（命令）

行政庁は、勧告を受けた移行法人が、正当な理由なくその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該移行法人に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる（整備法 § 129 II）。

平成 20 年度から 25 年度（会計年度）の間に、行政庁が移行法人に対して行った命令はなかった（表 6－3－4）。

表 6－3－4 年度別の命令件数

	計	平成20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
合計	0	0	0	0	0	0	0
内閣府	0	0	0	0	0	0	0
都道府県計	0	0	0	0	0	0	0

（注）表中の「年度」は、会計年度による。

補章 2 特例民法法人の移行状況

特例民法法人は、新制度に移行するため、移行期間の5年間に、新公益法人への移行（移行認定）又は一般法人への移行（移行認可）のいずれかを選択し、行政庁に申請することとされた。移行期間内に移行申請（移行認定又は移行認可の申請）を行わなかった場合には、法律により移行期間満了の日に解散したとみなされる。

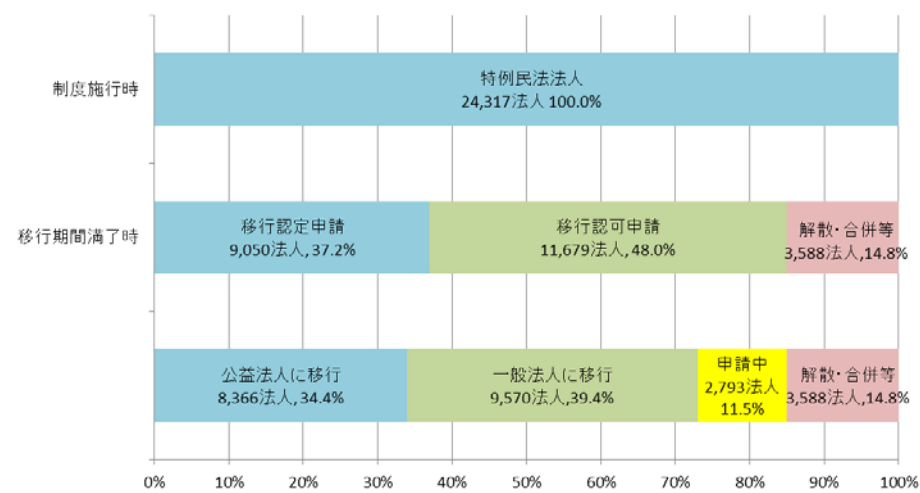
第 1 節 移行期間における移行申請等の状況

1. 特例民法法人の移行申請の状況

制度施行時の平成 20 年 12 月 1 日における特例民法法人は計 24,317 法人であった。移行期間の5年間に、このうち 9,050 法人（37.2%）が新制度の公益法人に移行するための移行認定を申請し、11,679 法人（48.0%）が一般法人に移行するための移行認可を申請している（図 7-1-1）（注1）。

（注1）移行期間内は、移行認定と移行認可を同時に申請することはできなかった（整備法 § 99Ⅱ、§ 115Ⅱ）が、当初申請の取下げ後や申請を認めない旨の処分を受けた後に別の申請を行うことはできた。以下、本章では、同一法人から複数回の申請があった場合には、平成 25 年 12 月 1 日現在最新の申請により法人数を計上している。

図 7-1-1 特例民法法人の移行申請の状況



- （注） 1 特例民法法人 24,317 法人の5年間の移行期間における移行申請の状況
2 新制度に移行した法人の移行期間中におけるその後の変動として、以下がある。
- 1) 新制度の公益法人に移行後、合併・解散により、12 公益法人が減少
 - 2) 一般法人に移行後に、新たに公益認定を受けたもの 3 法人、解散したもの 5 法人

制度施行時の特例民法法人 24,317 法人と、移行期間内に移行申請をした 20,729 法人との差は 3,588 法人である。これらは新制度に移行することを申請しなかった法人数である。その中には、移行期間満了の日まで存続したものの移行申請を行わず法律上解散したものとみなされた「みなし解散法人」も含まれるが、大部分（約 9 割）は、移行期間内にみなし解散以外の自主的な合併や解散等の措置を講じた法人である（後述）。

2. 制度施行時と移行期間満了時の行政庁等の区分別法人数

制度施行時（平成 20 年 12 月 1 日）における旧主務官庁別の特例民法法人数及び移行期間満了時（平成 25 年 12 月 1 日）における移行申請先の行政庁の区分別の法人数とともに、移行期間満了時における移行申請の処理状況等を整理すると、表 7-1-1 のとおりである。

旧制度の下で国の各府省が主務官庁であった法人数の割合は、全体の 27.2%（24,317 法人中の 6,625 法人）であった。新制度の下で内閣府を行政庁として移行申請を行った法人数の割合は 21.7%（20,729 法人中の 4,493 法人）であり、新制度への移行に伴って都道府県を行政庁として移行申請を行った法人が相対的に多かったことを示している。

表 7-1-1 制度施行時と移行期間満了時の行政庁等の区分別法人数

制度施行時 (平成20年12月1日現在)			移行期間満了時 (平成25年12月1日現在)								
旧主務官庁別	法人数	申請先行政庁別	申請法人数								
			申請計	移行済み計	申請中計	移行認定申請	うち移行済み	移行認可申請	うち移行済み		
合計	計	24,317	計	合計	20,729	17,936	2,793	9,050	8,366	11,679	9,570
	社団	12,420	社団		11,258	9,837	1,421	3,967	3,683	7,281	6,154
	財団	11,897	財団		9,471	8,099	1,372	5,083	4,683	4,398	3,416
国(各府省)	計	6,625	計	内閣府	4,493	4,083	410	2,168	2,058	2,321	2,025
	社団	3,614	社団		2,029	1,821	208	700	651	1,329	1,170
	財団	3,011	財団		2,464	2,262	202	1,468	1,407	992	855
都道府県計	計	17,818	計	都道府県計	16,235	13,852	2,383	6,882	6,308	9,358	7,544
	社団	8,891	社団		9,228	8,015	1,213	3,267	3,032	5,952	4,983
	財団	8,927	財団		7,007	5,837	1,170	3,615	3,276	3,406	2,561

(注) 1 旧制度計 24,317 法人と新制度計 20,729 法人の差 (3,588 法人) は、解散・合併等により新制度への移行を申請しなかった法人数 (みなし解散 426 法人を含む。) である。

2 国と都道府県の共管法人が存在するため、制度施行時の内訳の計と合計欄は一致しない。

3 新制度に移行した法人の移行期間中におけるその後の変動として、以下がある。

1) 新制度の公益法人に移行後、合併・解散により、12 公益法人が減少

2) 一般法人に移行後に、新たに公益認定を受けたもの 3 法人、解散したもの 5 法人

移行期間内に移行申請をした特例民法法人は計 20,729 法人であり、移行認定を申請した 9,050 法人は、その 43.7%に当たる (注)。社団・財団の別では、移

行申請をした 11,258 特例社団法人のうち移行認定を申請したものが 3,967 法人で 35.2%であり、移行申請をした 9,471 特例財団法人のうち移行認定を申請したものが 5,083 法人で 53.7%である。特例財団法人において公益法人への移行を目指したものの割合が相対的に高い。

社団・財団の別と申請先の行政庁の区分と組み合わせて整理すると、次のとおりである。

移行申請先	社団・財団の別	移行認定の申請の割合（法人数）
内閣府	特例財団法人	59.6%（1,468/2,464 法人）
都道府県	特例財団法人	51.6%（3,615/7,007 法人）
都道府県	特例社団法人	35.4%（3,267/9,228 法人）
内閣府	特例社団法人	34.5%（700/2,029 法人）

（注）新制度の公益法人は「公益目的事業を行うことを主たる目的」とし、公益目的事業比率が 50%以上となることが求められている（認定法 §5①、⑧、§15）。個々の特例民法法人が移行先を選択する理由や事情は様々であるが、移行申請数のうち移行認定の割合が 43.6%という数値は、結果として、移行期間開始時点の特例民法法人計 24,317 法人のデータにおいて、総支出の 50%以上で「公益法人の本来の事業」（第 2 章第 2 節 3 の本文注参照）を実施していた法人の割合が約 4 割（42.2%）であったことにほぼ見合っている。

3. 移行を申請しなかった法人

新制度への移行を申請しなかった特例民法法人は、大きく 2 つに分けられる。すなわち、1) 移行期間満了の日まで存続したものの移行申請を行わず法律上解散したものとみなされた法人（「みなし解散法人」）と、2) 移行期間の 5 年間に、みなし解散以外の事由による解散や合併等により消滅した法人である。

（みなし解散法人）

みなし解散法人は、整備法の規定に基づく。新制度に移行しないまま移行期間の満了を迎えた特例民法法人（移行を申請中のものを除く。）は、移行期間満了の日に法律上解散したものとみなされる（整備法 §46 I）。

みなし解散法人については、旧主務官庁が解散の嘱託登記を行う（整備法 §46 II）。また、解散後の清算については、法人関係者の申立てに基づき清算人が選任され、裁判所の監督下で手続が進められる（同 §65）。

みなし解散法人数は、平成 25 年 12 月 1 日時点で計 426 法人であり、内訳は、国所管の特例民法法人が 71 法人、都道府県所管の特例民法法人が 355 法人である（表 7-1-3）。

（その他の解散・合併等）

移行期間内に新制度への移行を申請しなかった特例民法法人は計 3,588 法人であり、このうちみなし解散法人は 426 法人（11.9%）であるので、その他の解散・合併等を行った法人は 3,162 法人（88.1%）となる。（表 7-1-4）。

自らは移行申請を行わなかった法人においても、整備法の規定に基づくみなし解散の対象となった法人数は約1割にとどまっており、多くの法人が他の特例民法法人と合併を行った上で新制度に移行する（注）か、みなし解散規定によらずして解散するなどの措置を各法人において講じている。

法律に基づくみなし解散であってもその他の解散であっても、解散後は法令及び定款の定めに従い清算手続を行い、残余財産を類似目的の他の公益法人等に帰属させることになり、その財産が公益目的に用いられていく。また、他の特例民法法人と合併した場合には、合併後に存続する特例民法法人がその事業や財産を承継した上で、新制度に移行するための申請を行っている。

（注）特例民法法人の合併は、特例民法法人への吸収合併に限られており（整備法 § 66 I）、合併後に移行申請を行ったものと考えられる。

表 7-1-3 みなし解散法人数（社団・財団別）

	計	社団	財団
合計	426	176	250
国	71	27	44
都道府県計	355	149	206

（注）旧主務官庁の把握結果による。

表 7-1-4 移行を申請しなかった法人の内訳（社団・財団別、事由別）

	制度施行時の 特例民法法人 (A)	移行間内に移行申 請した法人 (B)	移行を申請しなか った法人 (C=A-B)	みなし解散法人 (D)	その他の解散・ 合併等法人 (C-D)
計	24,317	20,729	3,588	426	3,162
社団	12,420	11,258	1,167	176	991
財団	11,897	9,471	2,428	250	2,178

（注）1 みなし解散法人数は旧主務官庁の把握結果による。

2 旧制度の旧主務官庁と新制度の行政庁は一致しないため、国と都道府県（又は内閣府と都道府県）別の内訳は出ない。

（移行期間満了後）

移行期間満了後は、移行申請中の特例民法法人がその申請を取り下げた場合は移行期間満了の日に遡って、また、移行申請中の特例民法法人が申請を認めない旨の処分を受けた場合は当該処分の通知を受けた日に、それぞれ解散したものとみなされる（整備法 § 110 I、§ 121 II）（注）。

（注）ただし、既に移行認定を申請していた特例民法法人が、移行期間満了後の特例で移行認可を並行申請している場合には、審査が先行する移行認定の結果が不認定であっても解散したとみなされることはなく（整備法 § 116）、残る移行認可の申請についての取下げ又は不認可処分という事由に応じて解散したものとみなされる。

第 2 節 移行申請中の特例民法法人

平成 25 年 12 月 1 日現在、移行認定又は移行認可を申請中の特例民法法人は、計 2,793 法人（注1）である。内訳は、移行認定の申請が 677 件、移行認可の申請が 2,116 件である。社団・財団別では、特例社団法人が 1,421 法人（50.9%）、特例財団法人が 1,372 法人（49.1%）である（表 7-2-1）。2,793 法人は、制度施行時（平成 20 年 12 月 1 日）における特例民法法人計 24,317 法人の 11.5%に当たる。

申請先の行政庁の区分別に 2,793 法人の内訳を見ると、内閣府が 410 法人、都道府県が 2,383 法人となっている。

移行期間内は、同じ法人が移行認定と移行認可を同時に申請することはできなかった（整備法 § 99 II、§ 115 II）（注 2）が、移行期間満了後は、特例として、移行認定に加えて移行認可を併行して申請することができる（同 § 116 I）（注 3）。

（注 1）同日時点で行政庁の処分が完了していない移行申請（取り下げられたものを除く。）がある法人

（注 2）移行期間内であっても、当初申請の取下げ後や申請を認めない旨の処分を受けた後に再度申請をすることはできた。

（注 3）このため、移行期間満了後は、移行申請の申請件数と申請中の法人数が一致しなくなる。

表 7-2-1 移行申請中の特例民法法人数（社団・財団別）

	法人数計			移行認定			移行認可		
	計	社団	財団	計	社団	財団	計	社団	財団
合計	2,793	1,421	1,372	677	289	388	2,116	1,132	984
内閣府	410	208	202	114	49	65	296	159	137
都道府県計	2,383	1,213	1,170	563	240	323	1,820	973	847

（注）平成 25 年 12 月 1 日現在